

四国厚生支局は 地域包括ケアシステムの構築を推進します

～ 地域包括ケア推進課の業務について ～



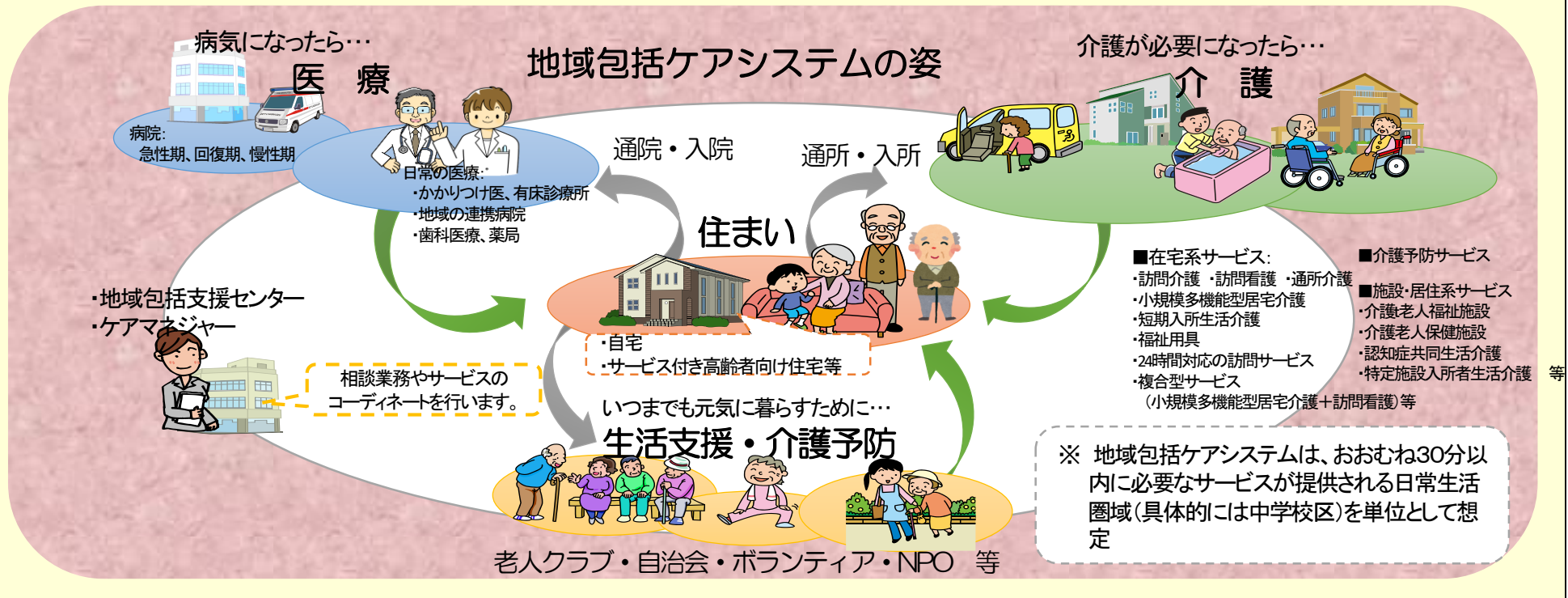
厚生労働省

四国厚生支局

Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

地域包括ケアシステムとは？

- 団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。
- このため、厚生労働省では、2025年(令和7年)を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。
- この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

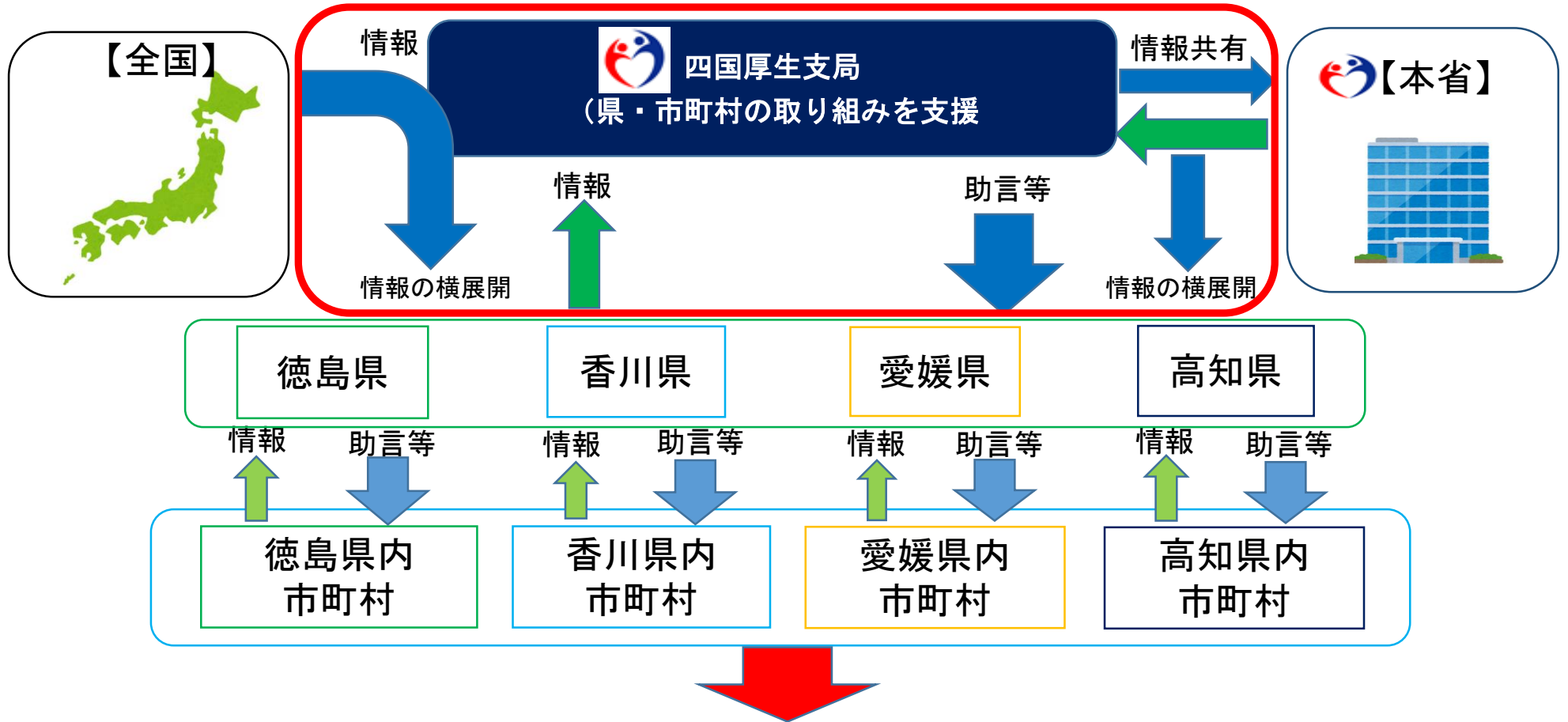


地域包括ケア推進課の業務

県に対する支援業務を行うことを基本として行います

〔四国厚生支局の基本的な業務スタンス〕

- 四国厚生支局は、**県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援します。**
※地域包括ケアシステムの構築は、市町村が行います。県は広域的な見地から市町村を支援しています。
- 具体的には、ブロック組織である強みを活かし、四国管内の情報の集積や発信、助言など、管内の市町村における地域包括ケアシステムの構築に関する支援を行います。



四国管内の地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケア推進課の業務

主な業務内容(令和3年度)

地域支援事業に関する業務

- 管内市町村の地域支援事業の取組状況の把握
- 先行事例の収集
- 管内市町村との意見交換や事例発表を行うセミナーの開催
- 地域支援事業交付金に関する業務(交付申請・実績報告の取りまとめ等)
- 総合事業の推進に係る厚生労働省職員の派遣(伴走支援)

認知症施策に関する業務

- 認知症施策推進大綱等の普及・啓発
- 管内市町村の認知症施策の実施状況の把握、助言、支援

介護保険事業(支援)計画に関する業務

- 市町村及び県が作成する介護保険事業(支援)計画に関する進捗状況、作成にあたっての課題等を県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に対して必要な助言及び支援を行う。

地域医療介護総合確保基金(介護分)に関する業務

- 介護従事者確保分、施設等整備分に係る基金残高、執行状況に係る調査、事業見込み量(所要額)に係る調査等により、実施状況や課題等を把握し、県に対する必要な助言及び支援を行う。
- 交付決定

地域支援事業に関する業務

地域支援事業の取組状況の把握・事例収集

- 市町村が地域の実情を踏まえた地域支援事業を円滑に実施できるよう、必要な支援を行います。
〔主な業務内容〕
 - 定期的な実施状況の把握や先行事例の把握、分析及びその結果を踏まえた情報共有、助言等

セミナーの実施

- 情報共有及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナーの実施を行います。

○令和2年度移動支援セミナー
共催:四国運輸局

自治体における
地域包括ケアシステム推進に係る
困りごとNo.1

※令和2年度四国厚生支局老人保健健康増進事業調べ

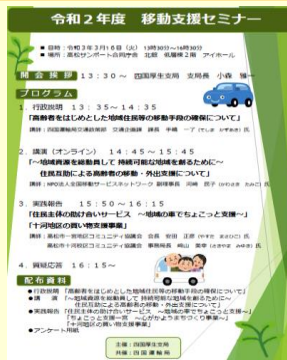
○地域の資源を活用した地域包括ケアシステムの推進に関する
フォーラム

参加協力:四国経済産業局

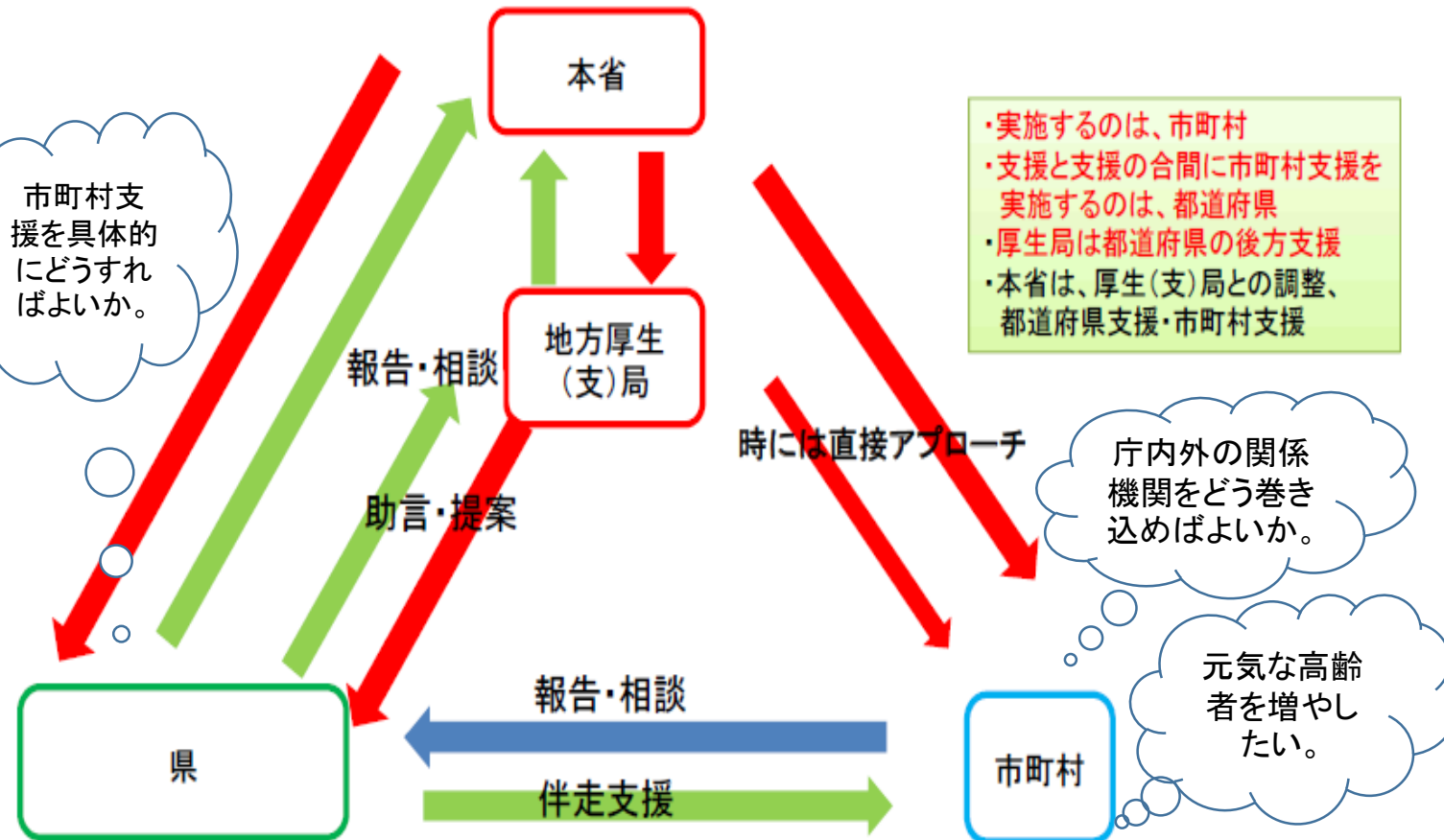
民間企業のサービスを
介護予防に使ったり、
業務改善に利用出来
ないかなあ

○認知症の方の社会参加・就労
等について考えるフォーラム

認知症の人の社会参加について
教えて欲しいなあ



市町村支援における支援体系図



市町村支援については、基本的には「本省」「厚生(支)局」「都道府県」が1チームを結成
支援内容によって、役割分担やアプローチ方法を検討する

取組風景

丸亀市



観音寺市



認知症施策に関する業務



認知症施策推進大綱等に関する普及・啓発

- 認知症施策推進大綱等の認知症施策について、普及・啓発に関する取組を行います。

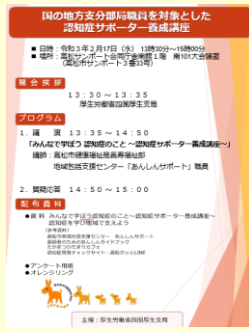
ロバ隊長
(認知症サポーター
キャラバンマスコット)

認知症施策の実施状況の把握、助言、支援

- 実施状況の把握、助言、支援を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等の実施を行います。

○国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座
(高松合同庁舎)

参加:香川労働局
中国四国農政局
四国地方整備局
四国運輸局
他8部局



○認知症セミナー

参加:中国四国農政局
香川労働局
四国経済産業局
四国地方整備局



○四国厚生支局管内若年性認知症施策担当者等会議

参加:香川労働局
四国経済産業局
四国地方整備局
四国運輸局



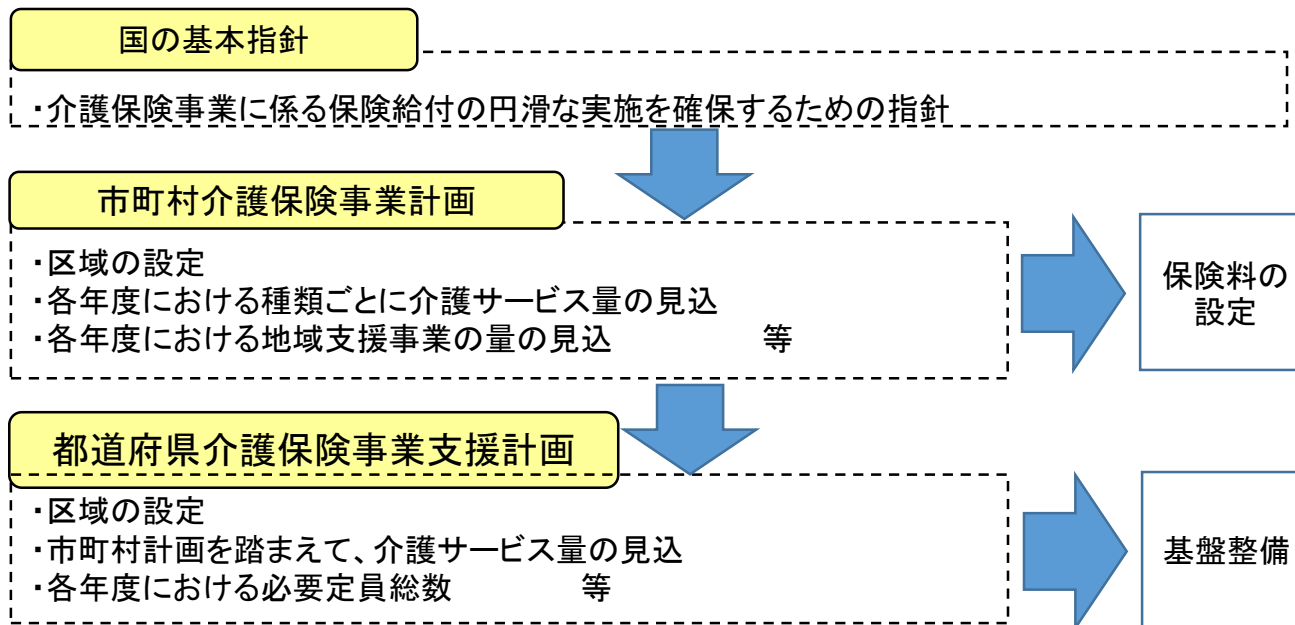
介護保険事業(支援)計画に関する業務

- 介護保険法に基づき、市町村は介護保険事業計画を、県は介護保険事業支援計画を3年を1期として 作成することになっています。

現在、令和3年度から令和5年度にかかる第8期介護保険事業(支援)計画が策定されており、この計画に基づく取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進にあたっての課題等について、管内の県を通じて把握し、県等に対する必要な助言及び支援を行うこととしています。

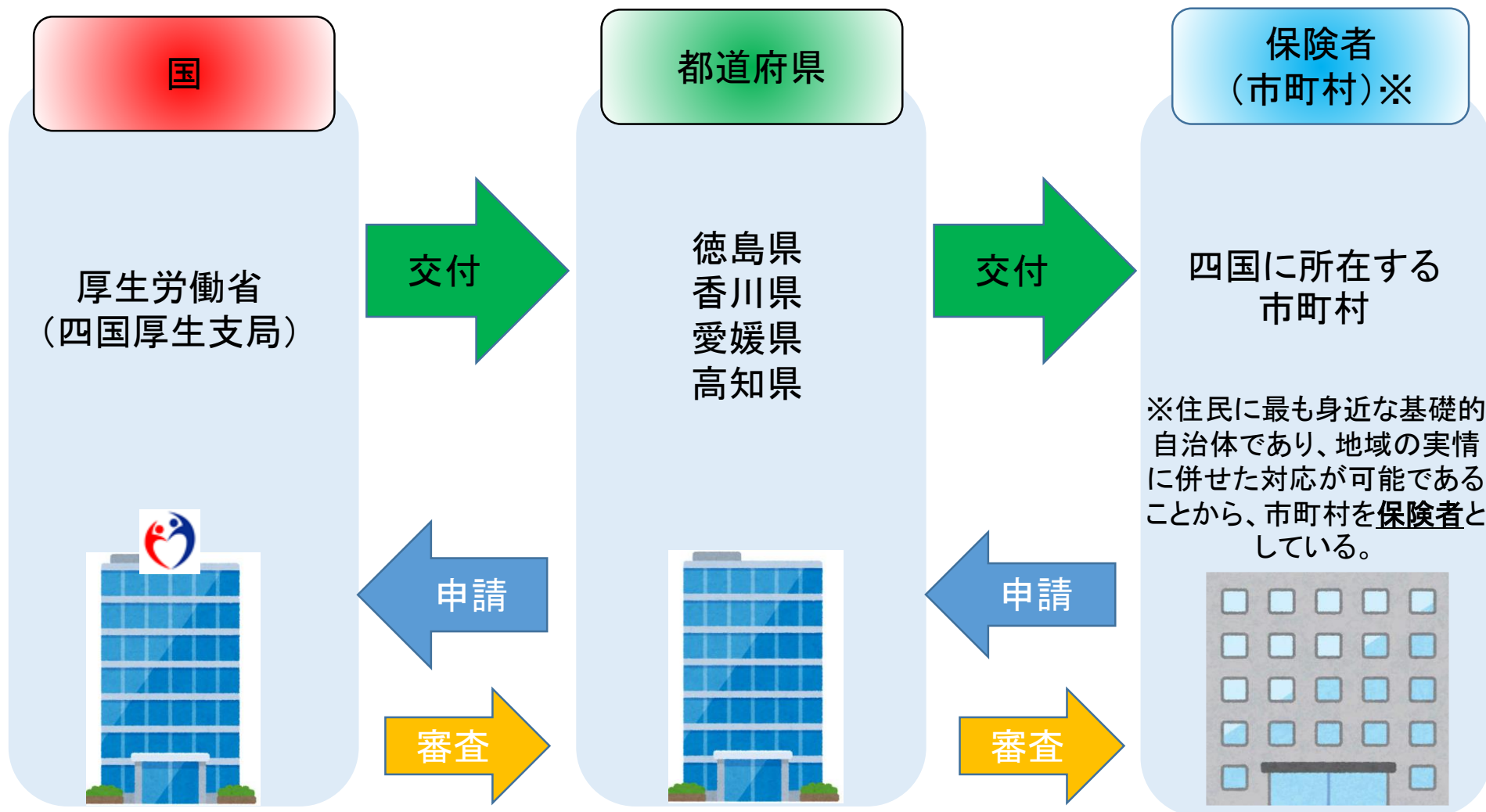
〔主な業務内容〕

- ・ 第8期介護保険事業計画等についての県に対する助言等



地域支援事業交付金

- 地域支援交付金は、保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的として交付を行うもの。



地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

国（四国厚生支局）

消費税財源活用

交付

提出

都道府県

基金

※国と都道府県の負担割合2/3、1/3

都道府県計画 (基金事業計画)

交付

提出

市町村

市町村計画 (基金事業計画)

交付

申請

事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

事業例:介護人材確保対策連携強化事業、介護未経験者に対する研修支援 等

参考資料

- 地域支援事業の概要等
- 地域医療介護総合確保基金の概要等
- 地域共生社会

地域支援事業の全体像

介護保険制度

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 23%
- 2号保険料 27%

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

【財源構成】

- 国 38.5%
- 都道府県 19.25%
- 市町村 19.25%
- 1号保険料 23%

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症総合支援事業**
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業の概要

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1,980億円（990億円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,902億円（951億円）

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分
534億円（267億円）
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

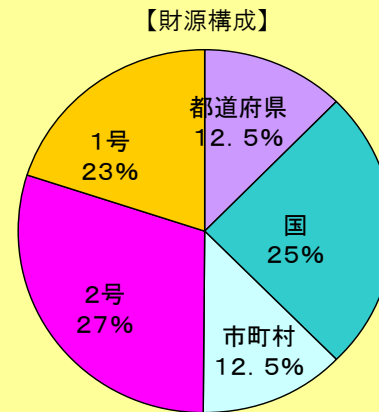
【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

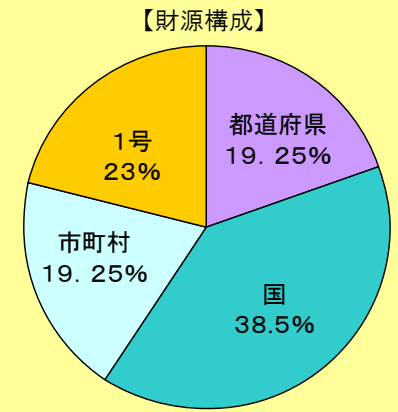
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
 （対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。〈令和5年度までの実施〉
 ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
 ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。〈令和5年度までの実施〉
 ※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備〈令和5年度までの実施〉に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和3年度予算：公費618億円の内数（国費412億円の内数）

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化^(※)に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

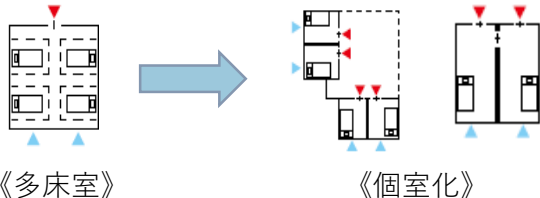
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用について補助

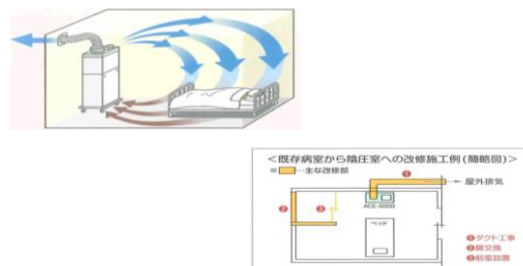
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

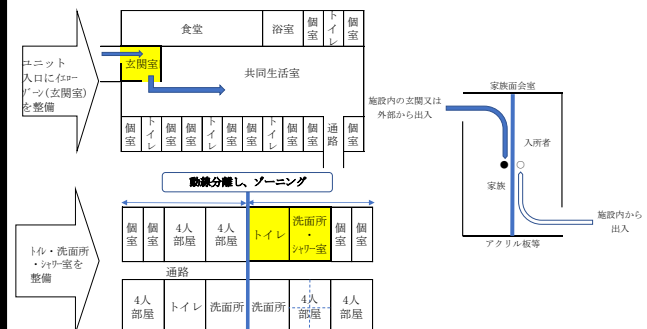
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- ③ 2方向から出入りできる家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施



※ 機動的に支援できるように、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)事業一覧

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。 ※赤字下線(令和4年度新規・拡充)は予算編成過程において検討

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援、生活援助従事者研修の実施支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ 共生型サービスの普及促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・喀痰吸引等研修 ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講、介護技能実習評価試験の試験評価者の養成研修 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 家族介護者(ケアラー・ヤングケアラー)支援に係る研修等の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充) <ul style="list-style-type: none"> ※拡充は令和5年度まで ・介護事業所への業務改善支援 ・ファシリテーター(生産性向上の取組の促し役)の確保支援 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、高立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(令和4年度継続) 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

地域共生社会

日本社会や国民生活の変化

日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

【地域医療介護確保法第2条】

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮 者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て 家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行

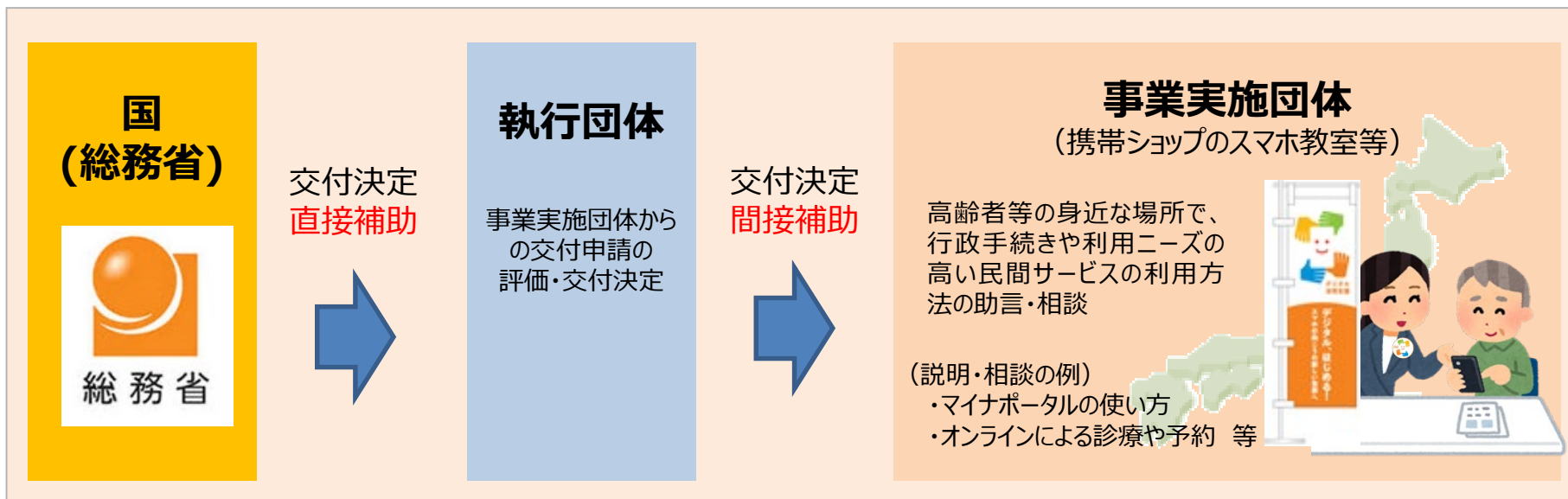
総務省「デジタル活用支援推進事業」等について

令和3年12月

総務省四国総合通信局
情報通信振興課

デジタル活用支援推進事業

- デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、全国において実施。



- (事業主体) 民間企業(携帯キャリア、地元ICT企業、
社会福祉協議会、シルバー人材センター等)等
- (事業スキーム) 補助事業(間接補助)
- (補助対象) 講習会等の実施に係る人件費、委託費、
その他諸経費(機器・機材等費用、会場借料、通信費、旅費、
消耗品費、印刷製本費等)等
- (補助率) 定額補助
- (計画年度) 令和3年度～令和7年度

令和4年度要求額 25.0億円
(令和3年度当初0.7億円、令和2年度3次補正11.4億円の内数)

- ・ 令和4年度以降は、携帯ショップがない市町村への講師派遣を含め、令和3～7年度の5年間で延べ1,000万人の参加を目指して取組を充実化。



○全国における支援

携帯ショップ等における講習会等、都市部を中心に全国に拠点を有する**全国展開型**

*赤字部分：
令和4年度 拡充要求部分

○地域に根差した支援

①講習会(地域連携型)： 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で行う**地域連携型**

②デジタル活用支援員派遣：**講習会(地域連携型)等でカバーできない地域含めて全国津々浦々に支援員を派遣**

携帯キャリア等（都市部等）

講習会(類型A:全国展開型)



既に講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯キャリア・携帯ショップを想定）

地域に根差した支援（地方）

講習会(類型B:地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で行う支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター）

デジタル活用支援員派遣



地域の担い手となる、高度なスキルを有する「デジタル活用支援員」を育成し、全国津々浦々に支援員を派遣して支援を実施

(説明・相談の例)

- ・ マイナンバーカードの申請方法 マイナポータルやe-Tax、オンライン診療の使い方
- ・ スマートフォンの基本操作 インターネットの利用方法 等

- 総務省デジタル活用支援推進事業として、四国管内では「**全国展開型**」約80箇所及び「**地域連携型**」11地域で講習会開催。
- 「**地域連携型**」では、R2の実証に参加した体制を活用するもの、CATVが協力関係にある地域のICT人材を活用するもの、社会福祉協議会が外出困難な高齢者等にも対応する「**訪問型講習会**」等を実施するもの、村のデジタル化事業(スマートフォン普及促進等)と連動するものなど、それぞれ特徴ある形で事業が実施される。

＜四国管内「地域連携型」の実施主体・実施地域＞

事業実施主体	連携自治体(実施地域)	支援員(講師)	講習会開催場所
株式会社愛媛CATV	愛媛県 東温市	スマートフォン教室等の講師の経験者や パソコン教室を生業としている地元の方(愛媛CATVと協力関係)を活用。	愛媛CATVのショップや東温市中央公民館、川内公民館等
社会福祉法人東みよし町 社会福祉協議会	徳島県 東みよし町	社会福祉協議会職員が支援員となり、アシスタントとして アクティビティシニア地域活動支援センター の「生きがいづくり推進員」を活用。	三加茂老人福祉センター、ふれあい健康館 外出が困難な高齢者等に細やかに対応する「訪問型講習会」も実施(ふれあいいいききサロン拠点10箇所)
株式会社タケダ 【携帯ショップ運営会社】	香川県 高松市	同社運営の携帯ショップ店員から、自治体でのスマートフォン教室実施実績のある者が対応。	木太、浅野コミュニティセンター、リビングカルチャーセンター等
公益社団法人松山市 シルバー人材センター	愛媛県 松山市	シルバー人材センター所属会員及び職員(令和2年度実証で養成された者を含む) 。スマートインクルージョン活動推進協議会(同実証参加)が支援員をバックアップ。	久米公民館、中島公民館、北条公民館、松山市ハーモニープラザ 等
株式会社モバイルコム 【携帯ショップ運営会社】	愛媛県松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市、松前町	携帯ショップにて日常的に顧客対応を行っているスタッフから経験豊富でスキルの高い者を登用(同社正社員)。チームを編成し統括を置く。	公民館(松山市、今治市、宇和島市、新居浜市)、市民文化ホール・市役所内(四国中央市)、総合文化センター・総合福祉センター(松前町) 等
合同会社ショープロジェクト	高知県 日高村	日高村が実施する「村まるごとデジタル化事業」*と連携(KDDI(全国展開型事業者)も協力) 。支援員のアシスタントとして村認定の共助サポーター「スマ友」を活用。	デジタル共助ステーション(スマ友ステーション) 及び公共施設

* 村が**KDDI(株)**、**(株)チェンジ**と包括的連携協定を締結。スマートフォン普及促進活動や防災・健康等のアプリの利用促進を通じて、2021年度中に住民のスマートフォン普及率100%の実現を目指す。

徳島県東みよし町の例（社会福祉協議会）

“スマホ教室” はじめます！！

～私たちと一緒にデジタル活用をはじめませんか？～



スマホの活用方法が学べる スマホ教室 開催

スマホの使い方で困ったことはありませんか？

基本的な使い方から、さまざまな行政手続き方法まで。
デジタル初心者でも安心してスマホの活用方法を学べる教室です。
スマホへの切り替えを悩んでいる方も大歓迎！

専門の研修を受けた「デジタル活用支援員」が丁寧に説明します。

申込はお電話もしくは裏面の申込用紙よりお願いします。

※研修内容や日程については裏面をご覧ください。

申込締切：9月3日（金）

参加無料

お問い合わせ
申込

東みよし町社会福祉協議会 東みよし町西庄字横手 70 番地

電話 0883-82-6309

研修内容

【基本講座】

- ①電源の入れ方
- ②電話のかけ方、カメラの使い方
- ③アプリのインストール方法
- ④インターネットの使い方
- ⑤メールの使い方
- ⑥地図アプリの使い方
- ⑦LINE や SNS の使い方
- ⑧オンライン会議システムの使い方
- ⑨安心・安全なスマートフォンの利用

【応用講座】

- ⑩マイナンバーカードの申請方法、利用方法
- ⑪マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用



*スマホをお持ちでない方も参加可能！
こちらで端末をご用意いたします！
*マイナンバーカードの申請がお済でない方！
インターネットから申請してみませんか！

日程 各会場：1日各2講義程度を6日間で開催・相談会も実施します

	三加茂会場 (社会福祉協議会 集会室)	三好会場 (ふれあい健康館)
1日目 ①②講座	9/28 (火) 14:00～16:00	10/19 (火) 14:00～16:00
2日目 ③④講座+相談会	9/30 (木) 14:00～17:00	10/21 (木) 14:00～17:00
3日目 ⑤⑥講座	10/5 (火) 14:00～16:00	10/26 (火) 14:00～16:00
4日目 ⑦⑧講座	10/7 (木) 14:00～16:00	10/28 (木) 14:00～16:00
5日目 ⑨講座+相談会	10/12 (火) 14:00～16:00	11/2 (火) 14:00～16:00
6日目 ⑩⑪講座+相談会	10/14 (木) 14:00～17:00	11/4 (木) 14:00～17:00

【参考】地域社会のデジタル化を強かに推進するため、
地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」を2,000億円計上

地域におけるデジタル活用支援の取組例

○公民館等で地域おこし協力隊等を講師とした出張講座の開催や相談対応の実施などのアウトリーチ型支援



<地域運営組織等による場の設定>

(講座内容)

- デジタル機器や基本アプリの使用法
- ぴったりサービスを利用した行政手続のオンライン申請方法等

(講師)

- 地域おこし協力隊、集落支援員 (OB・OG含む) 等
- 民間事業者等からの派遣

○地域の担い手等のスタッフによるサポートを受けられる場づくり

【取組のイメージ】

- 毎週●曜日■時～▲時、「デジタルふれあいカフェ」を開催
- 会場は地域の拠点施設や飲食店等
- スタッフとして、地域の携帯ショップ等のスタッフや学生等住民からボランティアを募集
- スタッフによる支援、参加者同士の教え合い
- Wi-Fiを設置、また、参加者自らスマホ決済での購入体験



○地域住民のデジタル活用支援を担う地域おこし協力隊等の登用による支援体制充実



※ このほかにも、地域の民間事業者やNPO等への委託、住民に身近な各種団体との連携、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用による実施



国事業の枠組みの活用

- 講座の講師となる者や相談対応をする者の育成のため、国事業の**研修の受講**や**講師用教材の活用**
- 地方公共団体からの依頼に基づく、国事業の講師の派遣
- 国事業において作成する、一般の**受講者向けの教材・動画の活用**
- 近隣の携帯電話ショップ等において国事業の講座等が実施される場合の**周知広報の協力**



デジタル活用推進支援推進事業 ポータルサイト→「標準教材・動画」

<https://www.deji-katsu.jp/teaching-materials-and-videos>

デジタル活用支援

HOME 講習会 標準教材・動画 事業説明 デジタルを活用したい方へ 自治体の方へ

標準教材・動画

受講者向け教材・動画は、受講者・ご家族・自治体職員の方・どなたでもご利用が可能です。ご自宅での学習のほか、自治体独自で講習会等に取組まれる際にご利用ください。

※教材・動画を利用（公開・編集）する際は、出典を記載頂きますようお願いいたします。

※また、以下の実施ガイドラインP25（ロゴマークの使用にあたっての注意事項）やP45（受講者向け教材の使い方）で定められたルールを遵守して利用してください。

○「利用者向けデジタル活用支援推進事業 デジタル活用支援実施ガイドライン（2021年6月）」

【基本7講座】

○電源の入れ方、ボタン操作等

[Android向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

[iPhone向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

○電話のかけ方、カメラの使い方

[Android向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

[iPhone向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

○アプリのインストール方法

[教材 (PDF形式) (パワーポイント形式)] [(動画)]

○インターネットの使い方

[Android向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

[iPhone向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

○メールの使い方

[Android向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

[iPhone向け教材 (PDF形式) (パワーポイント形式) | (動画)]

○地図アプリの使い方

[教材 (PDF形式) (パワーポイント形式)] [(動画)]

○LINEなどSNSの使い方

[教材 (PDF形式) (パワーポイント形式)] [(動画)]

Android iPhone
スマートフォン初心者編

SNSの使い方

SNSの使い方

目次

1. LINEの設定
 - 1-A そもそもSNSとは P 4
 - 1-B LINEのインストール P 5
 - 1-C LINEへの携帯電話の認証 P 7
 - 1-D アカウントの新規登録 P 9
 - 1-E 友達の追加設定 P 10
 - 1-F 情報利用に関するお願い P 11
2. LINEの使い方
 - 2-A QRコードを使って友達の追加 P 13
 - 2-B 遠隔地にいる友達を友だちにする方法 P 15
 - 2-C 相手が承認後の登録方法 P 17
 - 2-D トークの開始 P 18
 - 2-E メッセージのやり取り P 19
 - 2-F 画像の配信 P 20



■ 総務省 デジタル活用支援推進事業

- 全国の携帯キャリア（携帯ショップのスマホ教室）や、地域ICT企業、福祉団体、自治体と積極的に連携。
- 令和3年度は全国2,300箇所以上の拠点（携帯ショップ約2,100箇所、地域のICT企業等で約200箇所）において講習会を開催予定。
- **令和4年度以降は、携帯ショップがない市町村（817市町村）への講師派遣を含め、令和3～7年度の5年間で延べ1,000万人の参加を目指す**（開催箇所数 5,000箇所、支援員数1万人）。

■ 国民運動としての取組

- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するため、総務省の事業に加えて、他府省・地方公共団体・教育機関・NPO法人等と連携し、国民運動として、若い世代が高齢者に教えることや、高齢者が気軽に何でも相談したり教えあうことができる場の提供といった幅広い取組を積極的に促していく。
- 地方公共団体、高齢者団体、商工団体、農業団体、町内会・自治会、NPO法人などの様々な地域の担い手の積極的な取組を後押し。地域における多様な「支援員」の育成・確保。

■ 周知広報

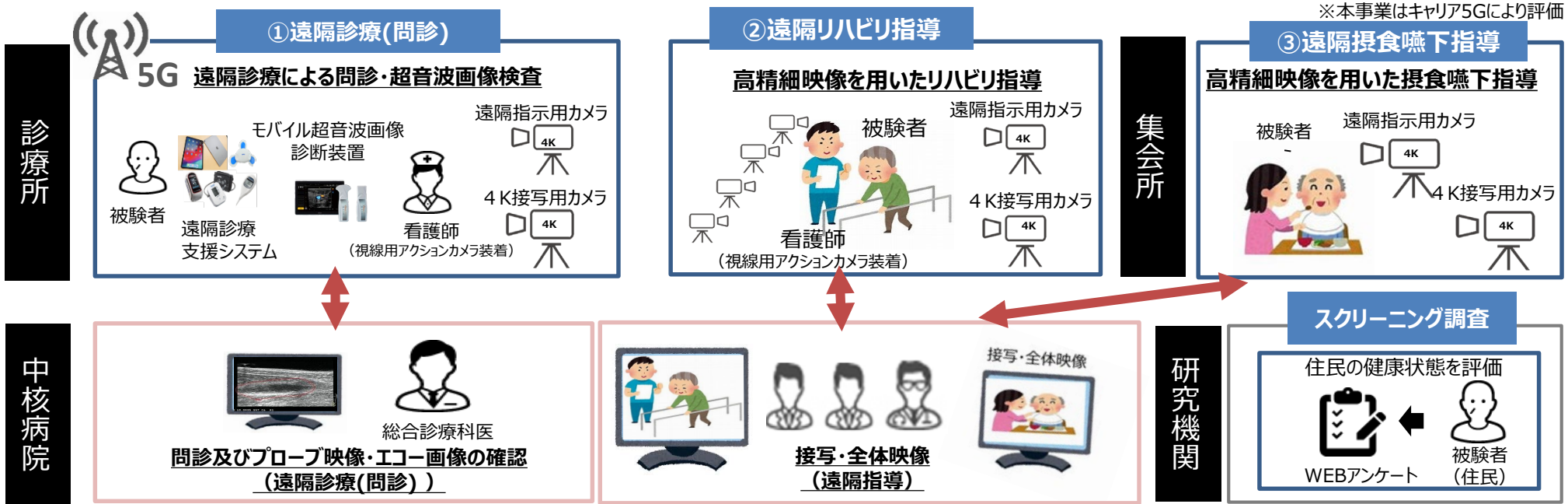
- 高齢者への影響力が大きいテレビ・ラジオによる政府広報の活用（10月1日、22日放送）
- デジタルの日（令和3年は10月10日、10月11日）を「みんなでデジタル活用を学ぶ日」と位置づけ、デジタル庁と連携して国民運動として盛り上げるとともに、全国多くの場所で一齐に講習会等を開催する。

参 考

地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

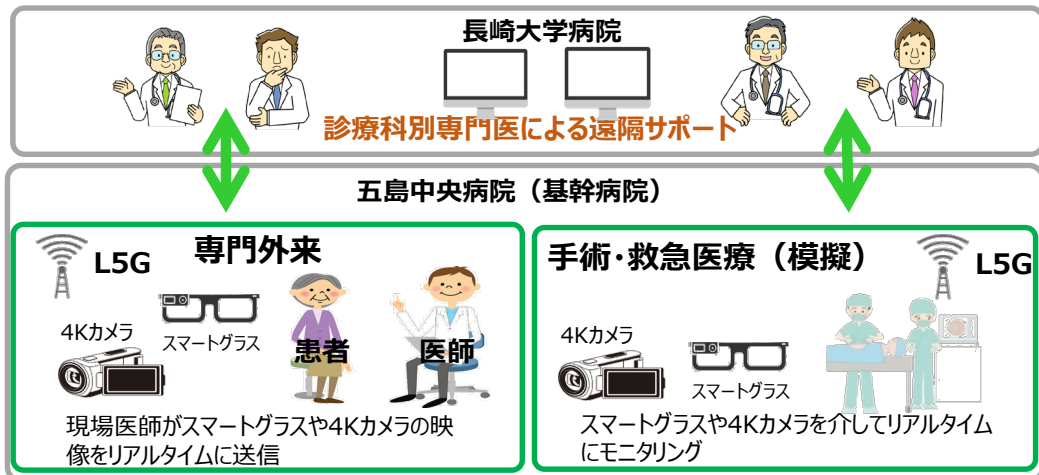
医療・ヘルスケア分野の事例

請負者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	分野	医療・ヘルスケア
実証地域	愛知県新城市	コンソーシアム	(株) エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、(株) NTTドコモ、新城市民病院、新城市、名古屋大学、ニプロ(株)
地域課題等	予防医療を担う医療従事者（総合診療医、リハビリ専門医、リハビリ専門職等）の不足、山間部等のへき地へ医療従事者を派遣する負担の増加		
実証概要	課題実証：①診療所における中核病院の医師によるテレビ通話を用いた問診やウェアラブルカメラ等による超音波画像検査等の遠隔診療に関する実証、②遠隔リハビリ指導に関する実証、③4Kカメラやウェアラブルカメラ等を用いた遠隔からの摂食嚥下指導に関する実証 等 技術実証：ローカル5Gの性能評価、電波伝搬特性評価及びエリア構築・システム構成の検証を実施するとともに、ローカル5Gとキャリア5Gの準同期運用を含めた共用検討等を実施。		
ローカル5G等 (周波数・特長)	周波数：4.7GHz帯 構成：NSA構成 利用環境：屋内（病院・診療所・集会所）		

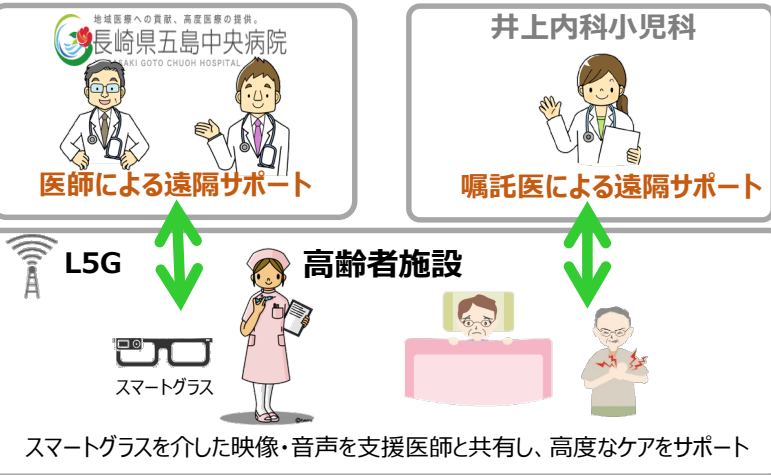


請負者	株式会社NTTフィールドテクノ	分野	医療・ヘルスケア
実証地域	長崎県長崎市、五島市	コンソーシアム	(株) NTTフィールドテクノ、長崎県、国立大学法人長崎大学病院、長崎県五島中央病院、社会福祉法人なごみ会、医療法人井上内科小児科医院
地域課題等	急速な高齢化に伴う高齢者施設や在宅での定期的な診療やケアを必要とする患者の増加		
実証概要	課題実証：①離島等の基幹病院における、スマートグラスや4Kカメラ映像を介した専門医の遠隔サポートによる高度専門医療提供に関する実証 ②離島等の医師が常駐していない高齢者施設における、スマートグラス映像を介した看護師による遠隔診療・ケアサポートに関する実証 技術実証：ローカル5Gの性能評価、電波伝搬特性評価及びエリア構築・システム構成の検証を実施すると共に、アップリンク/ダウンリンク比の検討や機器構成の要件検証を実施		
ローカル5G等 (周波数・特長)	周波数：4.7GHz帯 構成：SA構成 利用環境：屋内（病院）		

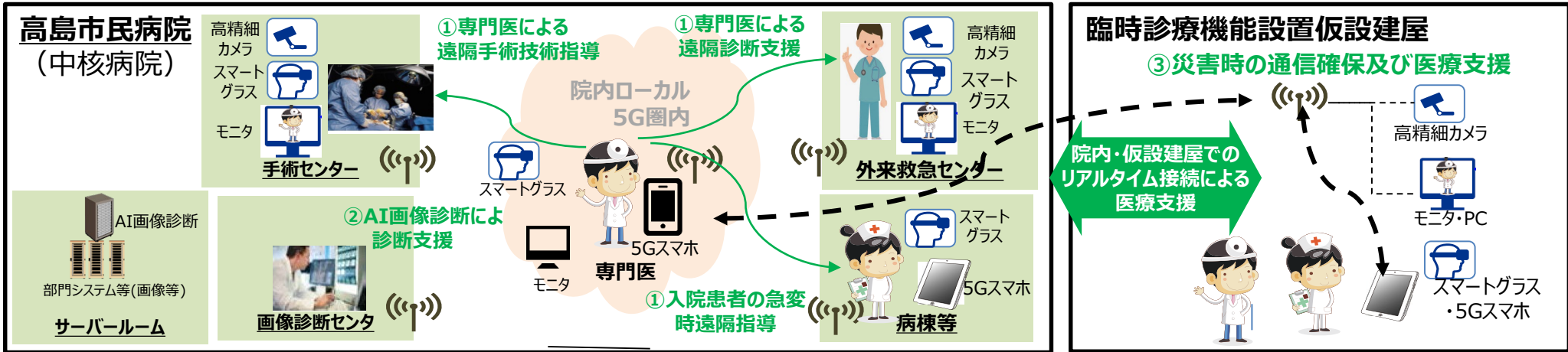
① 専門医の遠隔サポートによる高度専門医療の提供



② 高齢者施設等における遠隔診療・ケアサポート



請負者	特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会	分野	医療・ヘルスケア
実証地域	滋賀県高島市	コンソーシアム	(特非営利) 滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会、大津・湖西医療圏地域医療情報連携ネットワーク協議会、高島市民病院、本多医院、高島保健所、慶應義塾大学、(株)情報通信総合研究所、日本通信(株)、TXP Medical(株)、KPMGコンサルティング(株)
地域課題等	中核病院における医療業務の効率化及び病院機能の向上		
実証概要	課題実証：①中核病院内・院外におけるリアルタイムな高精細画像情報の共有による遠隔診療や遠隔技術指導、②AI画像診断による医療現場の働き方改革、③災害時における自営無線通信の確立、災害対策本部等との情報共有、現場のトリアージ等の支援に関する実証 技術実証：ローカル5Gの性能評価、電波伝搬特性評価及びエリア構築・システム構成の検証を実施するとともに、アップリンク/ダウンリンク比の検討や機器構成の要件検証を実施		
ローカル5G等 (周波数・特長)	周波数：4.7GHz帯 構成：SA構成 利用環境：屋内（病院）		



再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

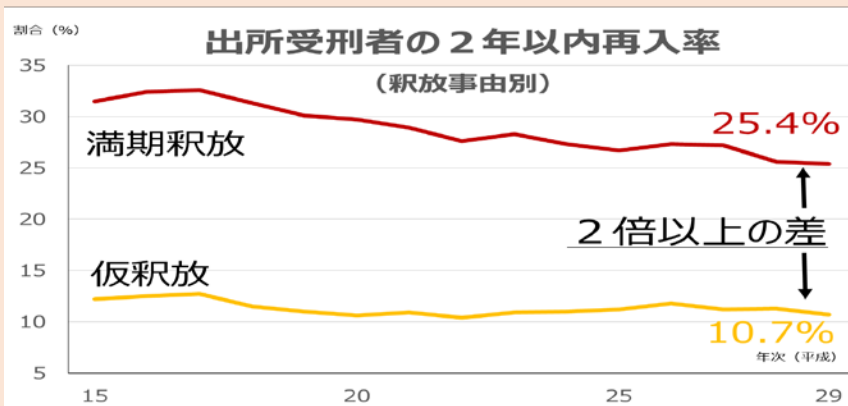


政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人(直近5年間の平均)
→2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体(R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

NEWS 88

～地方再犯防止推進計画策定状況～四国版

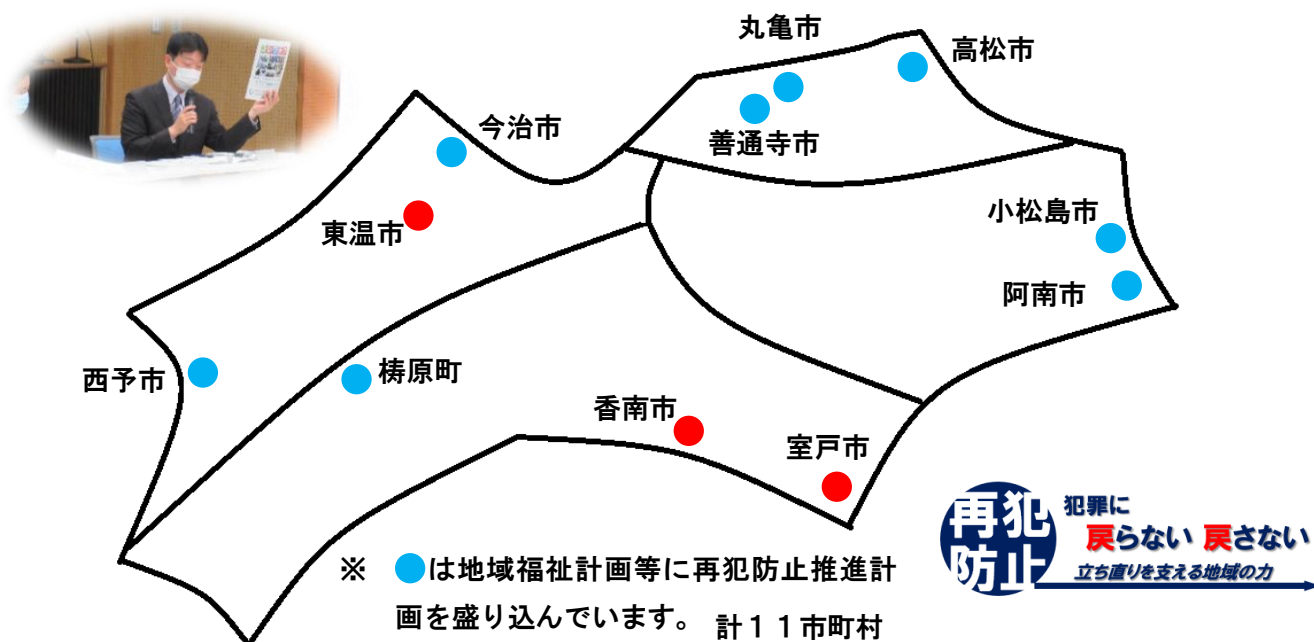
平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に基づき、「地方再犯防止推進計画」を策定する四国内の各県・市町村が増えています。

県では、本年3月に香川県が「香川県再犯防止推進計画」を策定したことにより、四国4県全てに地方再犯防止推進計画が策定されました。

- ・高知県 高知県再犯防止推進計画（R1年度～R5年度）
- ・愛媛県 愛媛県再犯防止推進計画（R2年度～R5年度）
- ・徳島県 徳島県再犯防止推進計画（R2年度～R6年度）
- ・香川県 香川県再犯防止推進計画（R3年度～R7年度）



市町村でも、計画策定が進んでおり、令和3年4月15日時点で策定を公表している地方自治体は、下図のとおりです。



また、徳島市や松山市、高知市など、現在、地方再犯防止推進計画の策定を進めている市町村も数多くあります。

当課は、四国内の全市町村の地方再犯防止推進計画の策定を目指しており、市町村の要望に応じて、情報提供や計画策定に関する助言等の支援を行っていますので、皆様のご理解・ご協力を是非よろしくお願いいたします。また、策定に当たってお困り事など、何かございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

今回は、「そもそも『地方再犯防止推進計画』ってなんだ？」という声にお答えすべく、「地方再犯防止推進計画」について説明します！

【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

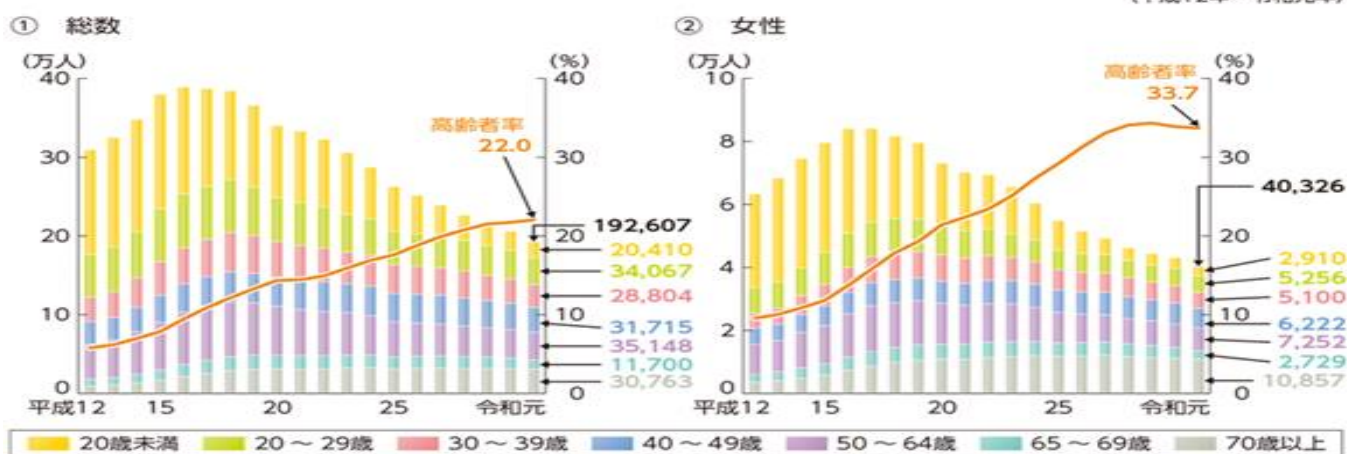
TEL: 087-822-4460

高齢受刑者の状況について (令和2年版犯罪白書から)

高松矯正管区 成人矯正調整官

1 犯罪の動向

4-7-1-1 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

(総数)

- ・高齢者検挙人員はH20年にピーク（48,805人），以降高止まり（H28年以降減少傾向）
⇒ R1年の高齢者検挙人員は42,463人（前年比5.1%減）
- ・70歳以上の者はH23年以降高齢者検挙人員の65%以上を占める
⇒ R1年は高齢者検挙人員の72.4%（30,763人）
- ★高齢者率はH28年以降20%を上回り，R1年は22%となる

(女性)

- ・女性高齢者検挙人員はH24年にピーク（16,503人），以降高止まり（H28年以降減少傾向）
⇒ R1年の女性高齢者検挙人員は13,586人（前年比7.0%減）
- ・70歳以上の女性はH23年以降女性高齢者検挙人員の70%を超える
⇒ R1年は女性高齢者検挙人員の79.9%（10,857人）
- ★女性高齢者率はH29年に34.3%に達し，以降低下傾向にあるが，R1年33.7%

2 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

4-7-1-3 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

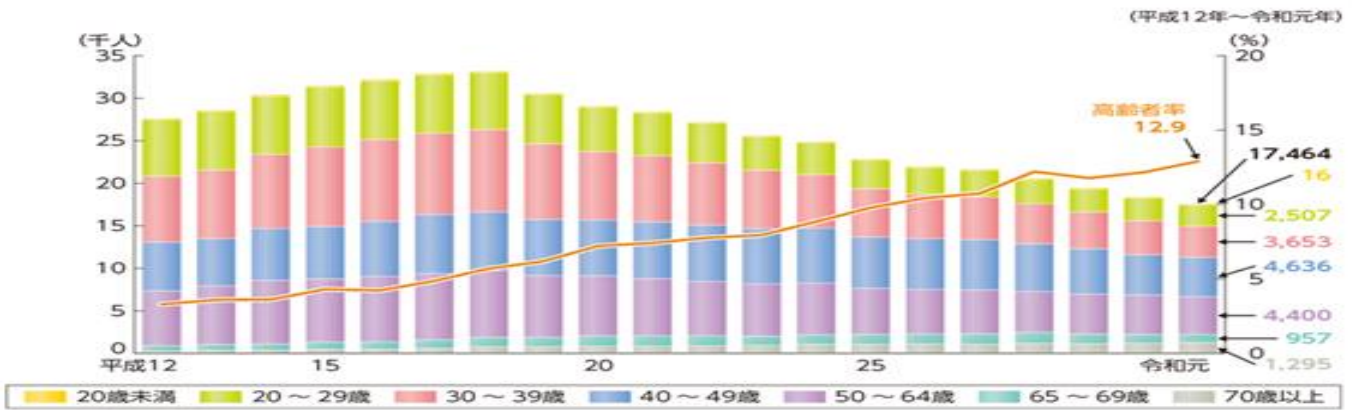


注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
4 () 内は、人員である。

- ・R1における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に示したもの
- ・全年齢層と比べて，高齢者では窃盗の割合が高い
⇒ ★特に女性高齢者の90%が窃盗であり，万引きが80%と顕著に高い

3 年齢別層別の入所受刑者人員・高齢者率の推移

4-7-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

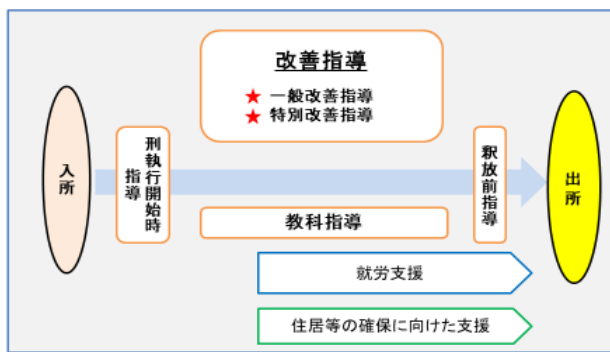
(全体)

- ・ 高齢受刑者の人員は増加傾向にあり、R1年は2,252人（前年比1.4%増）である
 - ⇒ H12年と比べて約2.5倍増加
 - ⇒ 70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、H12年と比べて4.8倍増加
- ・ 高齢者率は上昇傾向にあり、R1年は12.9%である

4 刑事施設における高齢受刑者の処遇について

刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

(令和2年版再犯防止推進白書から)



(一般改善指導とは)

犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するために必要な知識生活態度を習得させるための指導

(特別改善指導とは)

改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す受刑者の個別の事情を改善するために行う指導
 (薬物依存離脱・暴力団離脱・性犯罪再犯防止・被害者の視点・交通安全・就労支援)



【いきいき体操】歩行訓練の様子【写真提供：西条刑務所】

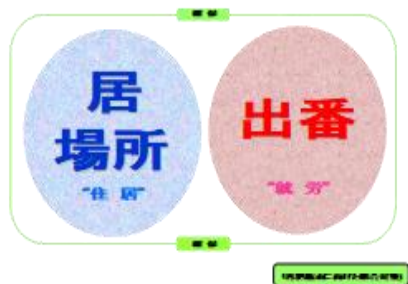
(高齢受刑者への働き掛け)

改善指導の中で、受刑中の機能低下を防ぐために地方公共団体等の関係機関から作業療法士等を派遣いただき、高齢受刑者に必要な指導を展開している。

また、刑事施設では、社会福祉士、介護専門スタッフ、就労支援専門スタッフ等の高齢受刑者が円滑に社会復帰するために専門職員を配置して社会復帰支援を行っている。

さらに、地方公共団体等から認知症サポーター養成研修等の講師を招へいし、刑事施設職員に対して認知症に関する正しい知識や情報を得るための研修が進められている。

【再犯防止に向けた取り組み】



社会復帰へのステップを、雇用が支える。



(★再犯防止に向けて)

再犯防止には居場所（住居）と出番（就労）が不可欠であるが、高齢受刑者にとってはどちらもハードルが高い。地域社会の中で生活を送ることになる高齢受刑者への支援を！

出典：法務省資料による。

生きがい
みつけようで！

一緒に仕事
しよな！

仕事
しよったら
元気で
おれるで！

地域
お役に
立とうで！

小遣い稼いで
孫になんか
買ってやる！！

ごあんない

おいでまい シルバー人材 センターへ！！

お仕事も募集中です！

香川県内全市町で！

シルバー
会員
募集中！！

香川県在住
60歳以上

お困りのことがありましたら
何でもご相談ください！



あなたの“まち”の シルバー人材センター

令和3年度 高齢者活躍人材確保育成事業
公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会

豊かな経験と技能で地域に貢献…

シルバー人材センターの会員が活躍しています。



まだまだ元気、心意気はゴールド

シルバー人材センターの会員が活躍しています。

センターの同好会活動

書道教室 / 旅行 / ゴルフ / カラオケ / 手芸教室 / ボーリング / フラダンス
折り紙教室 / 健康体操 / 里山登山 / 足もみ / お茶とお花 / 短歌 / 紙芝居
小物作り / 古着リフォーム etc.



多度津町SC ひだまりの会



仲善広域 もみじの会

会員の就業状況

女性会員の声

健康で明るく、仕事を通じて一緒に
できる会員の方々と、楽しく生きがい
を感じながら就業しています。

放課後児童クラブ



家事支援



掲示板 (令和3年度)

すべて無料!!

技能講習・就業体験 / 職場見学のご案内

【技能講習】

- ・介護・家事支援
- ・学童保育
- ・調理補助
- ・清掃スタッフ
- ・造園 (植栽・剪定)
- ・事務補助 (パソコン)

【就業体験】

- ・刈払機取扱
- ・介護送迎運転者

【職場見学】

- ・襖 / 障子張
- ・果樹農園収穫
- ・学童保育
- ・清掃関連

講習及び体験 / 見学の日程及び申込方法はハローワークや
最寄りのシルバー人材センターに備え付けのパンフレット
または連合会へ電話でお問い合わせください。

植松おさみ氏による
シニアライフセミナー
「元気の秘訣、地域で活躍！」

高松市・丸亀市で9月～10月開催予定

女性向けセミナー

メイクで健康!
いきいき美容セミナーを

高松市・丸亀市で開催予定

参加申し込みはお電話で!

まずはお電話を
あなたの“まち”の

お気軽に
お問い合わせください

シルバー
会員
募集中!!

シルバー人材センターへ 60歳以上の元気な仲間を 求めています!

事務

販売員

建物管理

家事援助

農業支援

自動車運転

除草・剪定

企業に派遣

シルバーの魅力をもっと知りたい方や
入会をご検討の方は、県内各シルバー
人材センターにぜひお電話ください。

- ☑ 年金以外の収入で余裕が得られます。
- ☑ 都合のいい時間に自分に合った働き方ができます。
- ☑ 適度な仕事は、健康寿命に大きな効果があります。
- ☑ 地元に貢献でき、仲間作りに最適です。



シルバー人材センター
(愛称 生き活きセンター)

香川県内シルバー人材センター 一覧

(会員数は2月末現在)

公益社団法人 高松市シルバー人材センター (会員数 1,611人)

〒760-0004 高松市西宝町一丁目9番20号 TEL.087-831-9410

公益社団法人 丸亀市シルバー人材センター (会員数 951人)

〒763-0065 丸亀市塩屋町五丁目6番1号 TEL.0877-23-6215

公益社団法人 坂出市シルバー人材センター (会員数 387人)

〒762-0002 坂出市入船町一丁目7番18号 TEL.0877-46-1488

公益社団法人 仲善広域シルバー人材センター(普通寺市・まんのう町・琴平町) (会員数 1,045人)

〒765-0053 善通寺市生野町783番地1 TEL.0877-63-1366

公益社団法人 観音寺市シルバー人材センター (会員数 350人)

〒768-0072 観音寺市栄町三丁目1番8号 TEL.0875-24-0419

公益社団法人 さぬき市シルバー人材センター (会員数 498人)

〒761-0901 さぬき市大川町富田西1207番地1 TEL.0879-23-2189

公益社団法人 東かがわ市シルバー人材センター (会員数 380人)

〒769-2702 東かがわ市松原871番地1 TEL.0879-25-6226

公益社団法人 三豊市シルバー人材センター (会員数 525人)

〒768-0103 三豊市山本町財田西375番地 TEL.0875-63-1244

一般社団法人 三木町シルバー人材センター (会員数 239人)

〒761-0612 木田郡三木町大字氷上370番地1 TEL.087-899-8817

公益社団法人 宇多津町シルバー人材センター (会員数 188人)

〒769-0223 綾歌郡宇多津町2344番地1 TEL.0877-49-2510

公益社団法人 綾川町シルバー人材センター (会員数 138人)

〒761-2205 綾歌郡綾川町東分字国弘甲343番地3 もみじ温泉社会福祉センター内 TEL.087-870-9270

公益社団法人 多度津町シルバー人材センター (会員数 393人)

〒764-0005 仲多度郡多度津町大通り5番41号 TEL.0877-33-4755

土庄町シルバー人材センター (会員数 119人)

〒761-4106 小豆郡土庄町甲611番地1 土庄町社会福祉協議会内 TEL.0879-64-5764

小豆島町シルバー人材センター (会員数 144人)

〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2071番地2 TEL.0879-75-2007

直島町シルバー人材センター (会員数 18人)

〒761-3110 香川県直島町3694番地1 直島町総合福祉センター内 TEL.087-892-2458

<https://www.sjc.ne.jp/kagawa/>

香川県シルバー人材センター連合会 |

検索



公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会

〒760-0066 高松市福岡町二丁目2-2 香川県産業会館5F
TEL.087-811-7880 FAX.087-811-7881 E-mail kagawa@sjc.ne.jp

「生涯現役支援窓口」のご案内

65歳以上の方を、重点的に支援します！

全国300カ所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設け、再就職などを目指す概ね60歳以上の方を対象に、各種サービスを行っています。

「生涯現役支援窓口」の主な特長

特長 1

シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報を提供します。

経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対し、ご本人のニーズに応じた求人開拓を行います。

特長 2

多様な就業ニーズなどに応じた情報を提供します。

ご本人の就業ニーズなどに応じて、シルバー人材センターをはじめとする関係機関の相談窓口について情報を提供します。

特長 3

シニア世代の方に適した、各種ガイダンス・職場見学等を実施します。

履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方、求職活動の方法などに関して、シニア世代の方に適したガイダンスを実施します。また、就労のきっかけとなる職場見学、職場体験、各種セミナー等を実施します。

- ◆ ガイダンス、職場見学等は、事前の予約が必要な場合があります。
- ◆ 「生涯現役支援窓口」の設置場所については、次ページの「生涯現役支援窓口」を開設しているハローワーク一覧を参照してください。
- ◆ 詳しいご利用時間については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



「生涯現役支援窓口」を開設しているハローワークのご案内

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ハローワーク高松	高松市花ノ宮町2-2-3	087-869-8609
ハローワーク丸亀	丸亀市中府町1-6-36	0877-21-8609
ハローワーク坂出	坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎2階	0877-46-5545
ハローワーク観音寺	観音寺市坂本町7-8-6	0875-25-4521

食料・農業・農村基本計画 (令和2年3月)

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

基本的な方針

「**産業政策**」と「**地域政策**」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上**と**食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → **75%** (2030)
(食料安全保障の状況の評価) (経済活動の状況の評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況を評価するため新たに設定**

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018)→79% (2030)

<生産努力目標>
 課題が解決された場合に、主要品ごとに2030年における実現可能な国内の農業生産の水準を設定

食料自給力指標 (食料の潜在生産能力)

農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示。また、新たに**2030年の見直し**も提示

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

(2019) 439.7万ha → (2030) 見直し: 414万ha
すう勢: 392万ha ※集積を認めない場合

農業構造の展望 (農業労働力の見直し)

(2015) 208万人 → (2030) 展望: 140万人
すう勢: 131万人 ※これまでの傾向が続いた場合

農業経営の展望

- ① 37の経営モデルを提示
- ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- **新たな価値の創出**による需要の開拓
- グローバルマーケットの**戦略的な開拓**
(農林水産物・食品の輸出額: 5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農との**つながりの深化**
- **食品の安全確保と消費者の信頼の確保**
- 食料供給の**リスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立**
- TPP等**新たな国際環境への対応**、今後の国際交渉への戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保**
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 等)
- 中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備**
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策 等)
- 農村を支える**新たな動きや活力の創出**
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル 等)
- 上記施策を継続的に進めるための**関係府省で連携した仕組みづくり**

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

2. 農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 等)
- **多様な人材や主体の活躍**
(中小・家族経営、農業支援サービス 等)
- **農地集積・集約化と農地の確保**
(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働 等)
- **農業経営の安定化**
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進 等)
- **農業生産基盤整備**
(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
- 需要構造等の変化に対応した**生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化**
(品目別対策、農作業等安全対策の展開 等)
- **農業生産・流通現場のイノベーションの促進**
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進 等)
- **環境政策の推進**
(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進 等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5. 団体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
 4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
 生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
 若者の新規就農
 18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化

- ① 国内市場の縮小と海外市場の拡大
・人口減少、消費者ニーズの多様化
- ② TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③ 頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④ CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法 (平成11年7月制定) に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

施策の推進に必要な事項

- ① 国民視点・現場主義に立脚、② EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③ 効果的・効率的な施策の推進、④ 行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤ 幅広い関係者・関係府省との連携、⑥ SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦ 財政措置の効率的・重点的運用

第3の3

基本計画 P.56～P.59

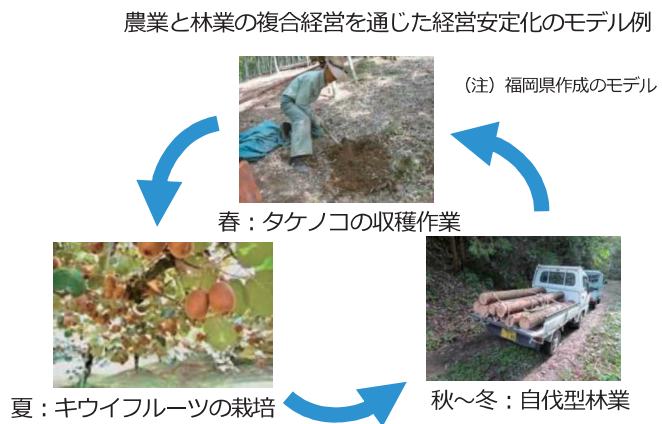
地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ▶ 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営を推進します。
- ▶ 農泊、ジビエ活用等の多様な地域資源を活用して新たな価値を創出する取組を推進します。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入等を通じて地域経済循環の拡大を図ります。
- ▶ 多様な機能を有する都市農業を推進します。

中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

中山間地域等の特性を活かして、中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示します。

図表34-1 中山間地域における複合経営のイメージ

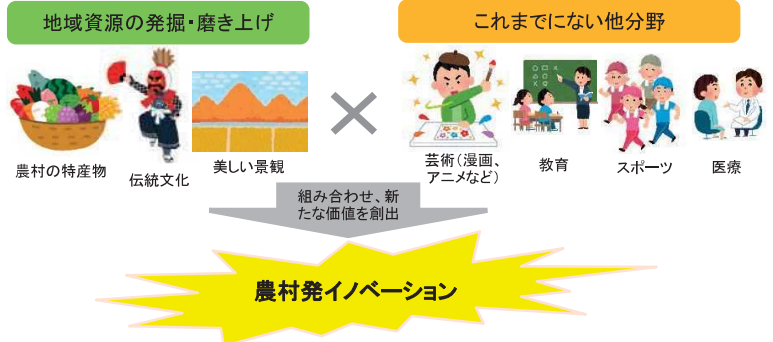


地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備するなどにより、農村の地域資源を他分野と組み合わせる取組である「農村発イノベーション」を推進します。

農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進します。

図表34-2 農村発イノベーションのイメージ



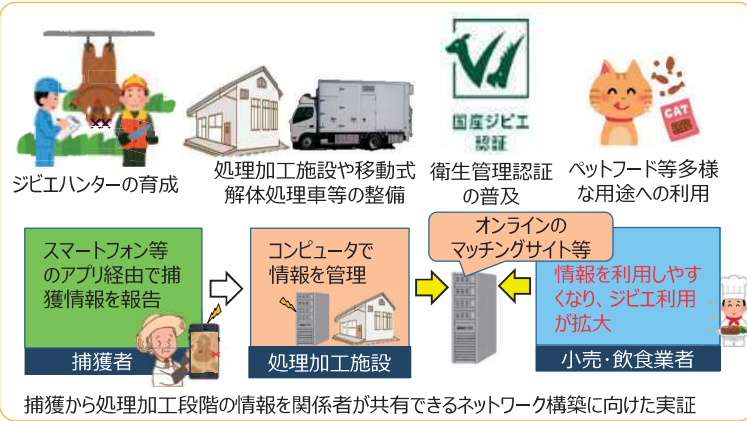
農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進します。

地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境の整備、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備、専門家の派遣による現地指導等を実施します。

図表34-3 地域資源を活用した農泊コンテンツとインバウンド対応



図表35-1 ジビエ利用拡大に向けた対策



鳥獣被害防止に資するとともに、捕獲した鳥獣を農村の所得を生み出す地域資源に変えていくため、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した人材の育成、処理加工施設や移動式解体処理車等の整備、野生鳥獣肉の安全性の確保、衛生管理認証の普及、ペットフード等の多様な用途への利用、関係者が共有できる捕獲から処理加工までの情報のネットワーク化等を推進します。

図表35-2 農福連携等推進ビジョンの概要

- I 農福連携等の推進に向けて
「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていく」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進
- II 農福連携を推進するための3つのアクション
 - 1 認知度の向上
農業者や国民全体への理解促進に向けた取組を実施（メリットの発信、プロモーションの展開等）
 - 2 取組の促進
相談体制の整備、農業経営体や障害者施設等が取り組みやすくなるための環境整備等を推進（農業版ジョブコーチの育成、マッチングの仕組みの構築、農業経営体の収益力強化等）
 - 3 取組の輪の拡大
経済界や消費者を巻き込んだ国民的運動として推進（コンソーシアム設置、優良事例の表彰等）
- III 「農」「福」連携の広がりへの展開
林業及び水産業において、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進等

農福連携の一層の推進を図るため、農福連携のメリットの発信等を通じた認知度の向上、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組の促進、各界の関係者が参加するコンソーシアムの設置と優良事例の普及等を通じた取組の輪の拡大を推進します。

また、林福連携や水福連携の取組を推進するとともに、高齢者、生活困窮者等に対する取組を推進します。

地域経済循環の拡大

図表35-3 農山漁村における再生可能エネルギーの地域内活用



バイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や地域内活用の促進、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等を推進します。

地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売を通じて、農畜産物等の地域内消費を推進します。

農村におけるSDGs達成に向けた取組を普及します。

多様な機能を有する都市農業の推進

図表35-4 都市農業のメリットを活かした特色ある取組



都市住民が農作業を体験する「農業体験農園」

「マルシェ」による新鮮な農産物の販売

都市住民への農産物の移動販売

都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解の醸成といった役割を果たすなど、多様な機能を有しています。

こうした都市農業の有する多様な機能を発揮するため、農業経営の維持発展、立地条件を活かした地産地消、農作業体験や交流活動等の取組を促進します。

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>



⑨ 都市農業機能発揮対策 ソフト

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援

農山漁村地域

都市部

情報発信

交流

就農移住

具体的なエリア
(中山間地域など)

具体的なツール
(ヒト・コト・モノ)

コミュニティの維持
農山漁村の活性化・自立化

69-4 農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県の取組**、多世代・多属性の交流・参加の場となる**ユニバーサル農園の開設**等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出 (3,000件 [令和6年度まで])

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**や**作業工程のマニュアル化**等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した**生産施設**や**安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成**、**農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化**等を支援します。

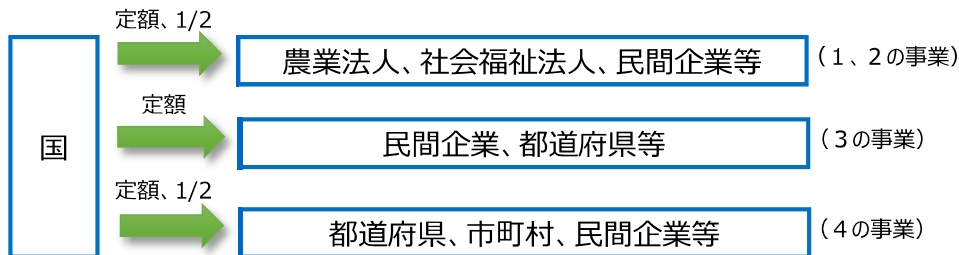
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

4. ユニバーサル農園導入事業

多世代・多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらす**ユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備**を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

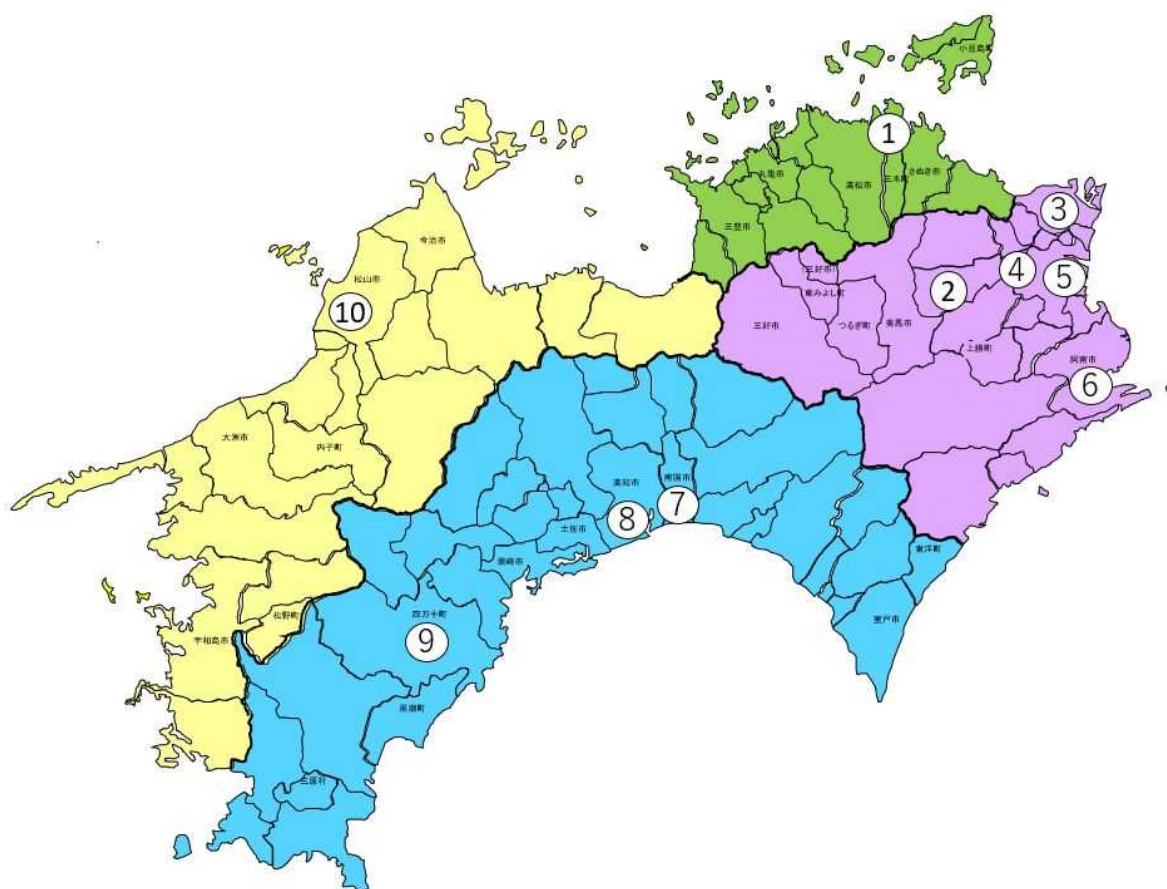
- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

★H29～R3 農山漁村振興交付金採択団体(農福連携)

四国エリア

番号	採択年度	事業団体名	所在地	事業内容
①	R1	(福祉)洋々会	香川県高松市	・野菜・水稲の生産拡大
②	R3	(福祉)徳島県心身障害者福祉会	徳島県上板町	・しいたけ栽培
③	R1	(特非)山の薬剤師たち	徳島県鳴門市	・砂栽培で葉物野菜
④	H30	(福祉)カリヨン	徳島県石井町	・蕎麦の生産加工
⑤	R3	(福祉)徳島県社会福祉事業団	徳島県徳島市	・野菜/椎茸の6次産業
⑥	R3	(株)一生	徳島県阿南市	・イチゴ/ブルーベリー栽培
⑦	H30	(一般)エンジェルガーデン南国	高知県南国市	・グアバの生産/お茶の加工
⑧	R1	(株)いわた農園	高知県高知市	・しょうがの生産
⑨	R2	(有)西宮組	高知県四万十町	・農福連携人材育成
⑩	H29	(株)パーソナルアシスタント青空	愛媛県松山市	・加工製品技術ノウハウ取得



ようようかい
社会福祉法人 洋々会

～障がい者が生き生きと働くあじの里福祉農園～



社会福祉法人 洋々会外観



就労継続支援B型「きらり」通所障がい者

経緯

- 洋々会の活動地域は、農家の高齢化・過疎化が進み、担い手不足から農業の引き受け手がないため、遊休農地が増え、地域農業の維持が困難になりつつある。
- 障がい者は、景気の低迷等から就労先の確保が困難となりつつある。
- 障がい者の勤労先の確保と地域の農地維持等の観点から、農業分野と福祉分野の両面の対策として福祉農園活動を実施。

取組内容

- 福祉農園における営農の収益性、継続性を確保するため露地栽培とビニールハウス栽培を併用した通年栽培を実施。
- 専門家の指導を受けながら市場に受け入れやすい指定野菜に特化(ミニトマト栽培に注力)した栽培を行う。
- 市場に出荷できる形態への野菜調製は、洋々会施設内に加工所を設けて実施。
- 生産物の一部は、関連施設の食品事業者に契約販売するとともに、地元スーパー等にも販売。

活動の効果

- 福祉農園事業を推進することによって、障がい者の安定的な就労機会を確保すると共に、更なる就労機会の創出を目指す。
- 増加傾向が顕著な周辺遊休農地の解消もあわせて実施する。
- 農地耕作の担い手が減少している同地区においての歯止め効果、障がい者就労機会はもとより、この事業に携わる人材の賃金収入の向上が期待できる。

応募団体からのアピール・メッセージ

地域の皆様からの福祉農園に対する期待は高まっており、今後も地域に根差した活動を行っていきたい。

高松市庵治町4151番地7 Tel: 087-870-3500

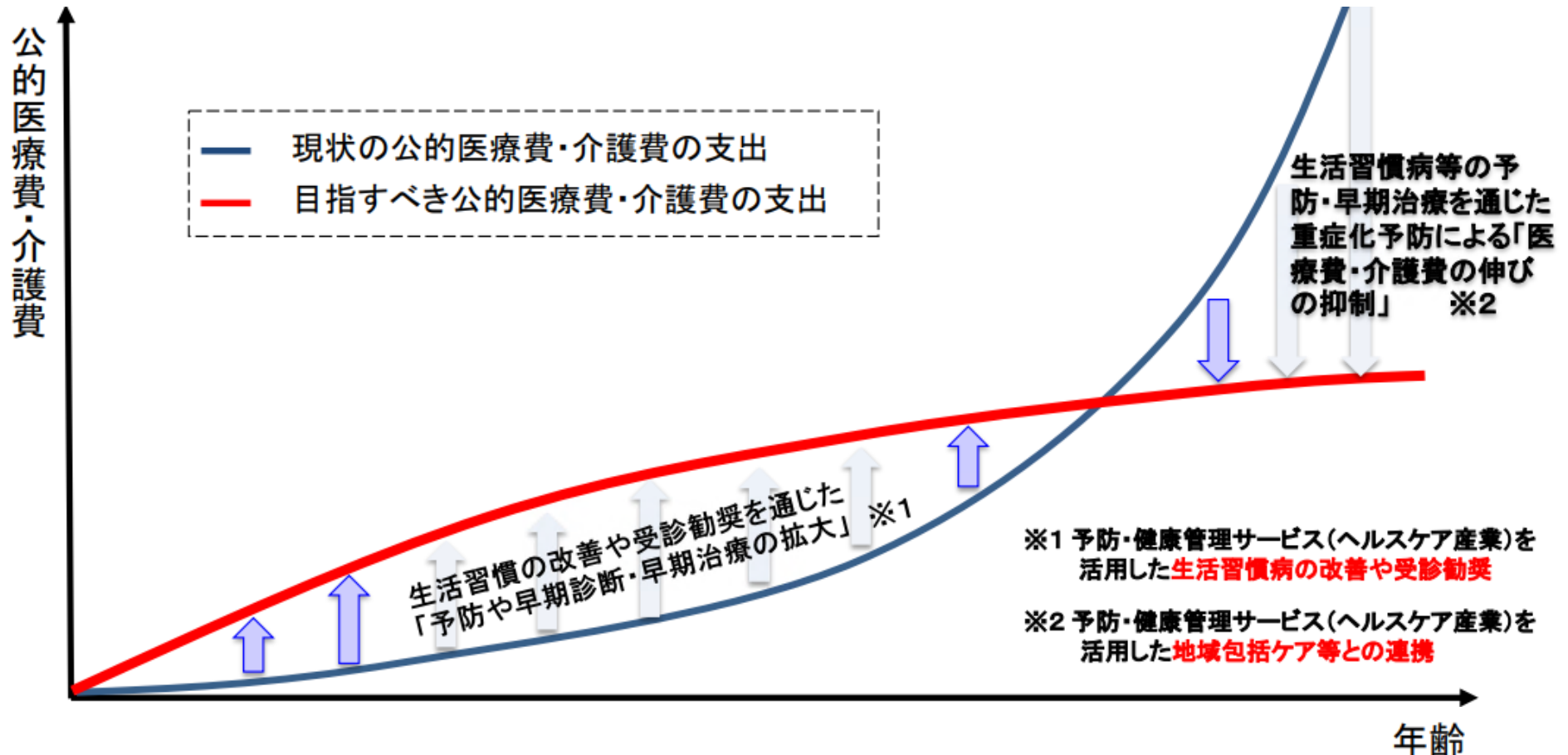
経済産業省における ヘルスケア産業施策について

令和3年12月14日

四国経済産業局 新事業推進課

次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

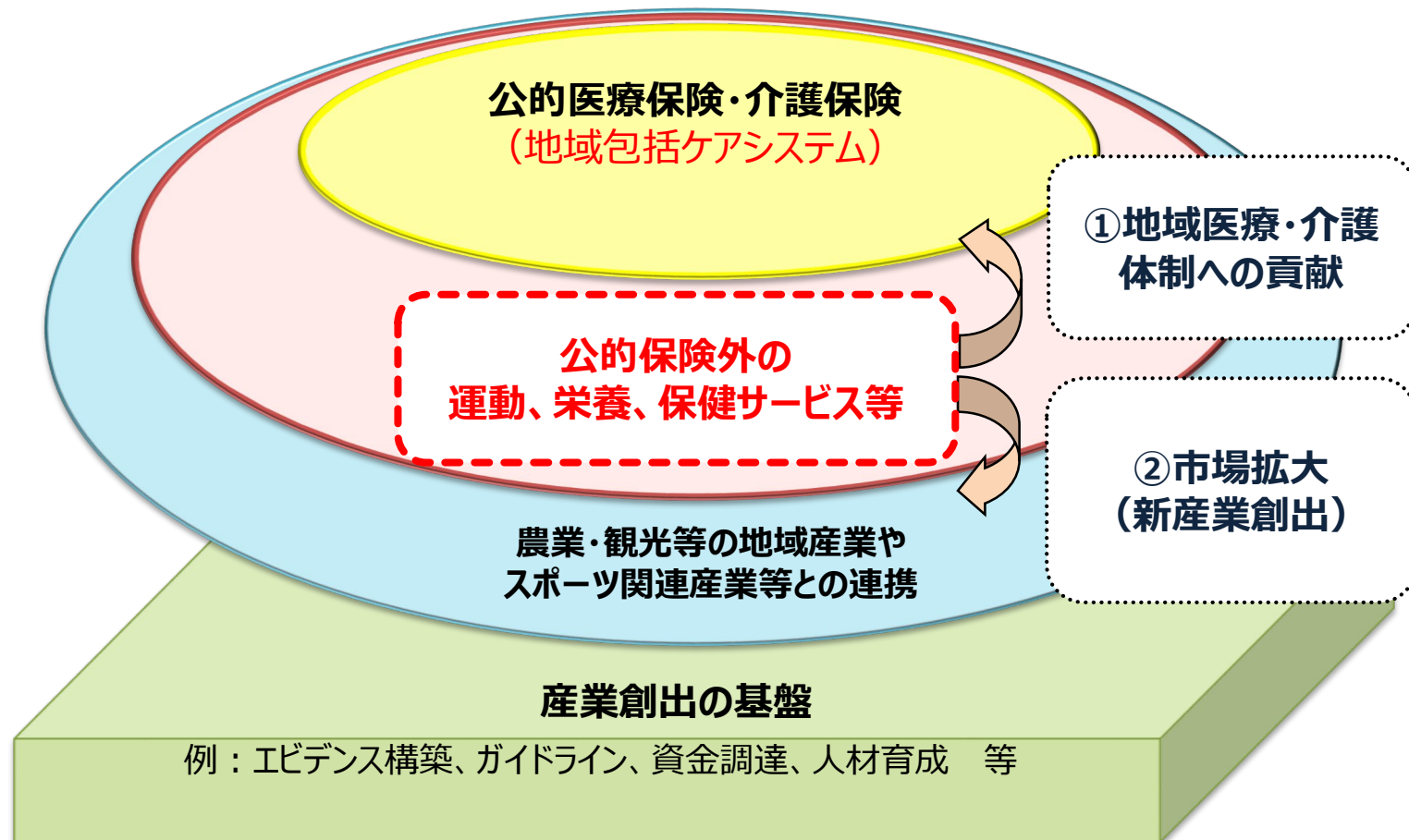
- 公的保険外のヘルスケアサービスの活用を通じて、「健康寿命の延伸」と「新産業の創出」を同時に達成し、「あるべき医療費・介護費の実現」につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。



次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

- また、①地域の多様な健康ニーズの充足、医療・介護体制への貢献、②関連産業との連携を含めた新産業創出・市場拡大、③産業創出に向けた基盤の整備 に取り組み、地域に根ざしたヘルスケア産業の創出を図る。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金

～地域や職域の課題に応えるビジネスモデル確立に向けた実証事業～

- 地域や職域が抱える健康課題の解決を目指すヘルスケアサービスの提供に向け、そのビジネスモデル確立に向けた実証事業に係る費用補助を行う。
- 令和3年度は、事業が成立する可能性を検証するための事業（事業可能性調査）も対象。

事業スキーム（※令和3年度事業）

・補助金額上限（補助率）

<実証事業> 1,000万円（補助率1/2）

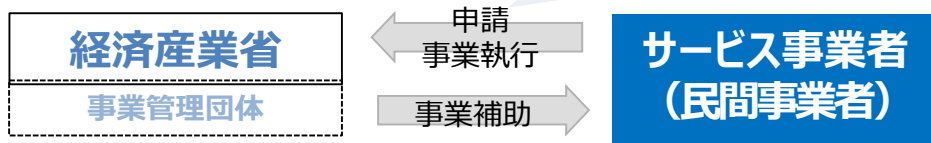
<事業可能性調査> 500万円（補助率1/2）

・補助対象経費

- 人件費
- 事業費（旅費・謝金・備品費その他諸経費）
- 委託費（事業者が直接実施できないもの）

具体的なテーマ（抜粋・要約）

- I. 生活習慣病の予防など、行動変容を促し、**個人の自発的な健康づくりに繋がるサービス**
（医療機関などと連携）
- II. **地域が抱えている健康課題の解決を図り、**ビジネスモデルについて、他地域への拡がりが見込めるサービス
（地方公共団体などと連携）
- III. その他、**健康の保持・増進、介護予防**を通じた、健康寿命延伸の効果が高いと思われるサービス



ヘルスケア分野でのPFS/SIBの普及促進

- ヘルスケア分野（医療・健康、介護）におけるPFS/SIB ※について、①**案件形成支援**を通じたモデル事業の創出、②**事業実施のためのエビデンス整備や手引きの作成**、③**セミナー開催等**を通じた普及啓発を実施。

※PFS：Pay For Success …… 成果連動型民間委託契約方式
SIB：Social Impact Bond…… PFSの一類型で、民間からの資金調達を伴うもの

直近の主な取組・実績（R3.1時点）

① モデル事業創出

- 平成28年度から意欲ある**自治体に対し**、ヘルスケア分野でのSIB導入**案件組成を支援**。

② エビデンス整備・手引き作成

- **神戸市及び八王子市SIB事業の総括レポート**を作成
- **医療・健康及び介護における分野別手引き**を厚生労働省と共同作成（経産省HPで公開中）

③ 普及啓発

- 各経済産業局において、**PFS/SIB活用セミナー・個別相談会等を開催**（四国地域においても昨年度開催）

案件形成支援事例（介護予防）

徳島県美馬市

【事業】

20歳以上の市民を対象に、プロスポーツクラブと連携したプログラムを実施。

運動機能改善や運動習慣の定着を図り、将来的な介護費の適正化につなげる。

【期間】

5年（令和元年～令和5年度）

【サービス提供者】

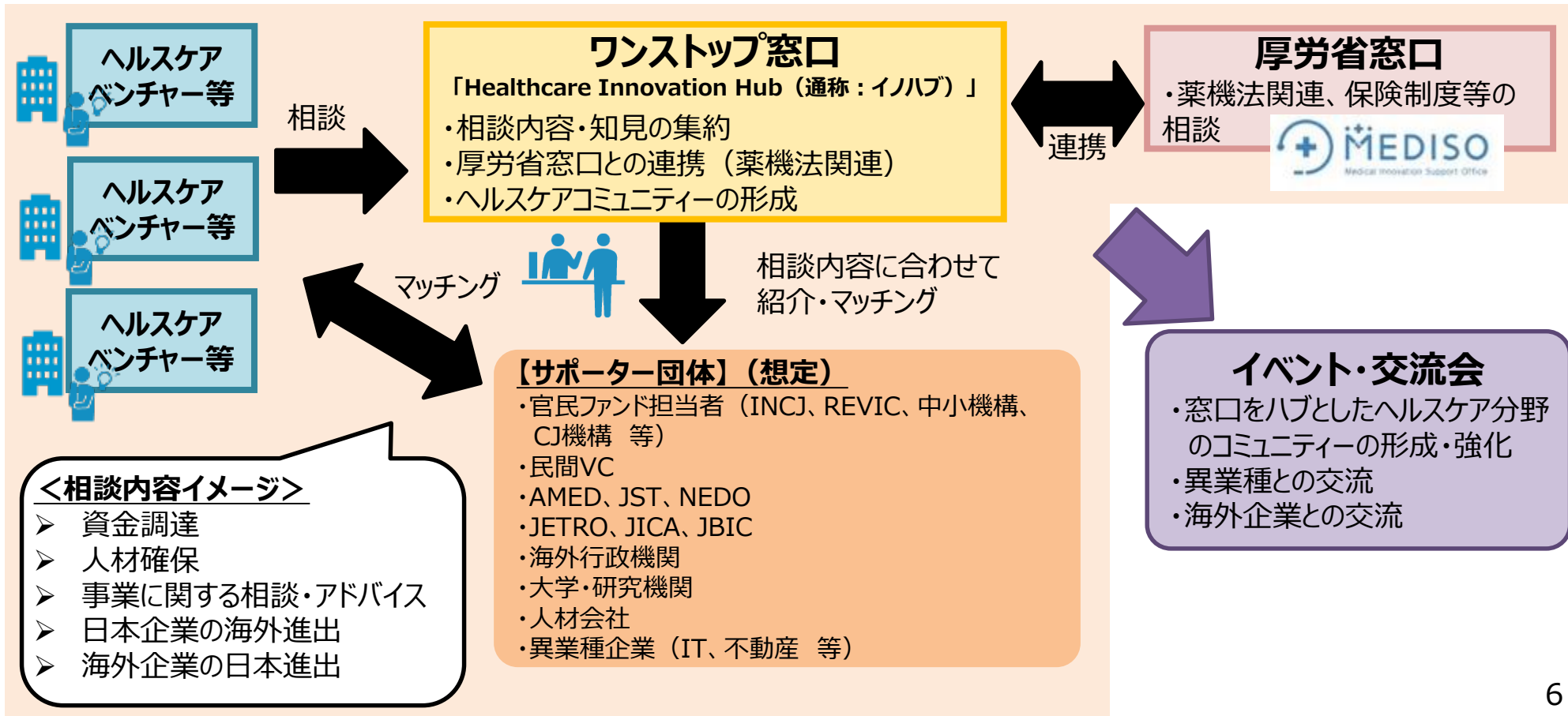
徳島ヴォルティス、大塚製薬、RBody Project、タニタヘルスリンク

【成果指標】

- ・プログラム参加者数
- ・運動週間の改善度
- ・基本チェックリストの改善度（65歳以上のみ対象）

「Healthcare Innovation Hub（通称：InnoHub）」

- ヘルスケアに関わるベンチャー企業等向けに**ワンストップ相談窓口を設置**。ビジネスモデルや海外展開などの幅広い相談に対応。資金調達については、官民ファンドのみならず、民間VCを巻き込み支援。（例：VCとの面談）
- また、国のベンチャー支援関連施策の情報も集約化し、HPにて公表。
- 本窓口をハブとして、ベンチャー、官民ファンド、民間VC、その他関連企業の交流を促し、イノベーションを促進。



四国地域におけるヘルスケアビジネスの展開に関する実証研究調査

背景

- 四国では、過疎化や高齢化が進み、生活習慣病罹患率の上昇など、様々な健康課題が顕在化。
- こうした中、多様化する健康課題に対応するためには、「予防」をはじめとする**公的保険外のヘルスケアサービス**が果たす役割が重要である。
- 一方、サービス提供事業者においては、課題をもつ自治体福祉や医療・介護現場などへのアプローチが難しく、**連携が十分に進んでいない**。また、**収益化**や**ビジネスモデルの構築**にも課題を抱えている。
→ 域内の担い手（**サービス提供事業者**）は**不足**しており、解決手法（サービス）も硬直化

R3.10～R4.1

① 検討会（ケーススタディ）

- 地域における健康課題の解決を図る事業者のヘルスケアサービスについて、**ビジネスモデルの検討、ブラッシュアップ**を行う。
- 具体的には、自治体や医療介護関係の有識者等を招聘し、**課題や解決手法、必要な連携**について議論し、事業化を後押しする。

=モデル事例の創出

R4.2（予定）

② 報告会（情報連絡会）

- ①で得られた**検討結果**や**課題**について、他の事業者・自治体等の関係機関にも**発表・共有**する。
- 併せて、ヘルスケア分野での事業展開や健康課題の解決に関して、参考となる**基調講演（先進事例の紹介）**を予定。

=横展開、事業ノウハウ・ヒントの共有

→ ヘルスケア分野への**新たなプレイヤーの参画**、ヘルスケアビジネスの**自発的な創出・拡大**に繋げる

事業内容

参考

ヘルスケアサービス社会実装事業

令和4年度概算要求額 9.0億円（7.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- コロナ禍において、人々に予防・健康づくりの価値が再認識される中、ウィズ/ポストコロナに向け、社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備が重要です。
- 具体的には、
 - ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のさらなる普及拡大とともに、より効果的な取組の評価・分析や情報開示等を推進し、社会全体で「健康」に投資することの価値を可視化します。
 - ② 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため、サービス提供主体の自主的な質の向上を促すとともに、ヘルスケアサービスの社会的・経済的効果を確認するための実証等を行います。

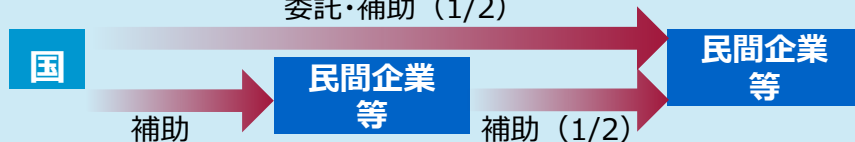
同時に、個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みであるPHR（Personal Health Record）を適切に利活用したサービスが創出され、人々に広く活用されるための環境整備に取り組みます。

成果目標

- 令和4年度までの3年間の事業であり、健康・医療戦略で設定されるKPIの達成を目指します。
- 令和4年度までの3年間の実証を実施後、その成果を踏まえて、健康経営優良法人制度等、疾病予防や介護予防の促進等に関連した施策への反映を検討します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

委託・補助（1/2）



事業イメージ

① 予防・健康づくりへの関心向上と健康への投資促進



- 上場企業の健康経営の取組強化に取り組みます。
 - ・健康経営の取組に関する評価結果の開示等と、社会から評価される仕組みの構築
 - ・国際的な展開を見据えた、健康経営の共通の評価指標の創出
- 中小企業への健康経営の拡大に取り組みます。
 - ・健康経営による企業の生産性向上の効果の検証
 - ・健康経営のメリットの可視化を通じた労働者等のステークホルダーからの評価向上
 - ・サプライチェーン等、健康経営のスキームの拡大

② 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上

- 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため以下に取り組みます。
 - ・ヘルスケアスタートアップ企業への支援（InnoHub、JHeC等）
 - ・地域におけるヘルスケアビジネスの創出のための実証の支援
 - ・認知症共生社会の実現に向けて、認知症の方・ご家族の方のQOL向上やインフォーマルケアコスト削減等の社会的・経済的効果に関する事業者等による実証の支援
 - ・ヘルスケアサービスの質を担保するための業界自主ガイドラインの策定の支援
- PHRを利活用したサービス普及のために以下に取り組みます。
 - ・今後の国内PHRサービスの発展に向けた調査・検討
 - ・より高いサービス水準を目指すためのガイドラインの策定の支援
 - ・PHRを効率的にサービス移行できるようなデータポータビリティ確保に向けた調査



地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和4年度概算要求額 10.2億円 (5.6億円)

事業の内容

事業目的・概要

● 地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等※が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援します。また、コロナ禍で若者を中心に地方生活の関心が高まっている中、若者人材に訴求できる仕事やキャリアを地域ぐるみで提供する取組を支援します。

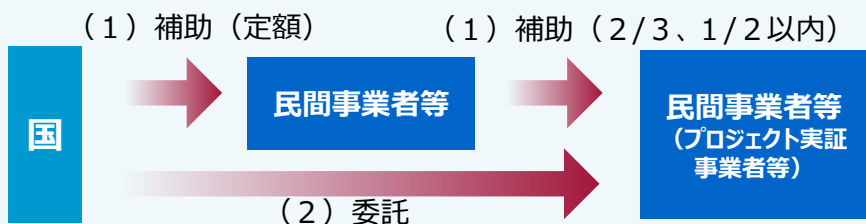
※中小企業等：創業者、中小企業、地域未来牽引企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等

- また、地域で持続的に課題解決を行うためには、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要です。このため地方公共団体の課題のオープン化や企業とのマッチング等を行います。
- 加えて、地域の課題に対応する新たなサービスを創出する担い手を育成するため、若年層のうちから地域の社会課題をビジネスとして解決を図る「起業家教育」の推進により、将来の地域経済の担い手の育成を支援します。

成果目標

- 本事業を通して、地域・社会課題をビジネス目線で解決するサービスモデルの構築、収益性や地域課題解決の効果の検証とその自立化・展開を目指し、課題解決事業の定着率を令和6年度に60%にすること等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

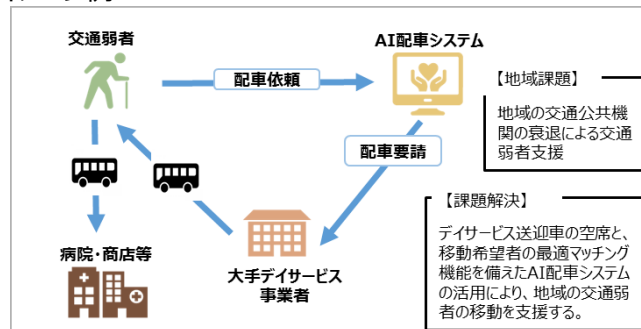


事業イメージ

(1) 広域的課題解決、若者人材確保プロジェクト実証

- ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援します。また他の企業との連携等により更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。
 【補助率：2/3以内、補助対象者：中小企業等】

イメージ例



- 地域の共通課題である若者人材の流出防止・流入促進のため、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、業界団体、経営支援機関、自治体等とも連携し、地域ぐるみで若者人材に向けた仕事やキャリアステップを作り、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援します。
 【補助率：1/2以内、補助対象者：民間事業者等】

(2) 地域・社会課題の発掘、起業家教育の実施

- 地方公共団体が解決を目指す地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーを実施するとともに、一緒に解決を目指す創業者、ベンチャー企業やデザイナー等とのマッチング機会等を作ります。
- 地域課題解決という身近なテーマで起業家教育に取り組む高等学校等に対し、学校教員がリーチできない外部の起業家や産業界との接点を設けることができる民間のコーディネーターによる授業のサポートや、教育現場への起業家の派遣等を通じて、将来の地域経済の担い手を育成します。

医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業

令和4年度概算要求額 52.7億円（44.5億円）

事業の内容

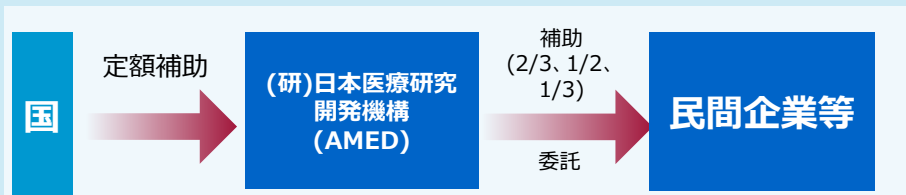
事業目的・概要

- 少子高齢化に伴い、医療や介護の現場における課題への対応が、より重要性を増しています。医療の現場においては、医療者の過重労働や医療の地域格差の解消、加療期間を短縮する治療方法、遠隔医療をはじめとした新たな医療のあり方などが求められています。また、介護の現場においては、介護人材不足への対応が求められています。
- これらの課題に対応するため、医療者・患者の負担低減、加療が困難な疾病に対する診断・治療を可能とするような、医療上価値の高い先進的な医療機器・システム等の開発を支援します。
- また、高齢者の自立促進や介護者の負担軽減、非接触型介護をはじめとした感染症への対策など、介護現場が抱える課題を解決するロボット介護機器の開発を支援します。
- 加えて、新型コロナウイルス等の感染症、各種災害等の非常事態においては、必要な医療機器を迅速に医療現場等に供給できることが必要であり、医療機器の安定供給に向けた取り組みを進めます。

成果目標（最終）

- 令和9年度までに5件の医療機器等の実用化を目指します。
- 令和9年度までに9件のロボット介護機器の実用化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）先進的医療機器・システム等開発プロジェクト（令和元年度～6年度）

- 開発に伴うコストやリスクが高い、先進的な医療機器・システム等の開発を支援します。

（2）基盤技術開発プロジェクト（令和元年度～6年度）

- 将来の医療機器等の開発を見据え要素技術や基盤技術の開発を支援します。

（3）医療機器等開発ガイドラインの策定

- 革新的な医療機器等の速やかな実用化を目指し、薬機法の承認審査を迅速化するための開発ガイドラインを、厚生労働省等と連携し、策定します。

（4）医療機器開発体制強靱化（令和3年度～6年度）

- 感染症、各種災害等の対応に必要な医療機器や、海外依存度の高い医療機器（部品・消耗品を含む）を国内で生産するための開発を支援します。

（5）ロボット介護機器開発プロジェクト（令和3年度～6年度）

- 介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発を支援します。また、安全性や効果評価等海外展開につなげるための環境整備を行います。

採択例 1

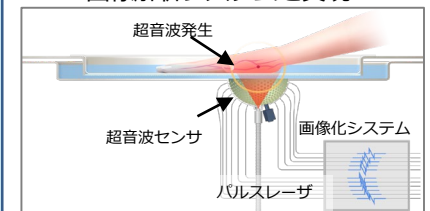
情報支援内視鏡外科手術システム
熟練医師の暗黙知をAI等の
技術によりデータ化



システムイメージ

採択例 2

光超音波3Dイメージングによる
画像診断装置
微細な動静脈、リンパ管を「見える化」する
画像解析システムを実現



光超音波3Dイメージングの原理図

四国地方整備局からの情報提供

令和3年12月14日

建政部 都市・住宅整備課

1. 住宅セーフティーネット制度について P3
2. サービス付き高齢者向け住宅について P16

新たな住宅セーフティネット制度の概要

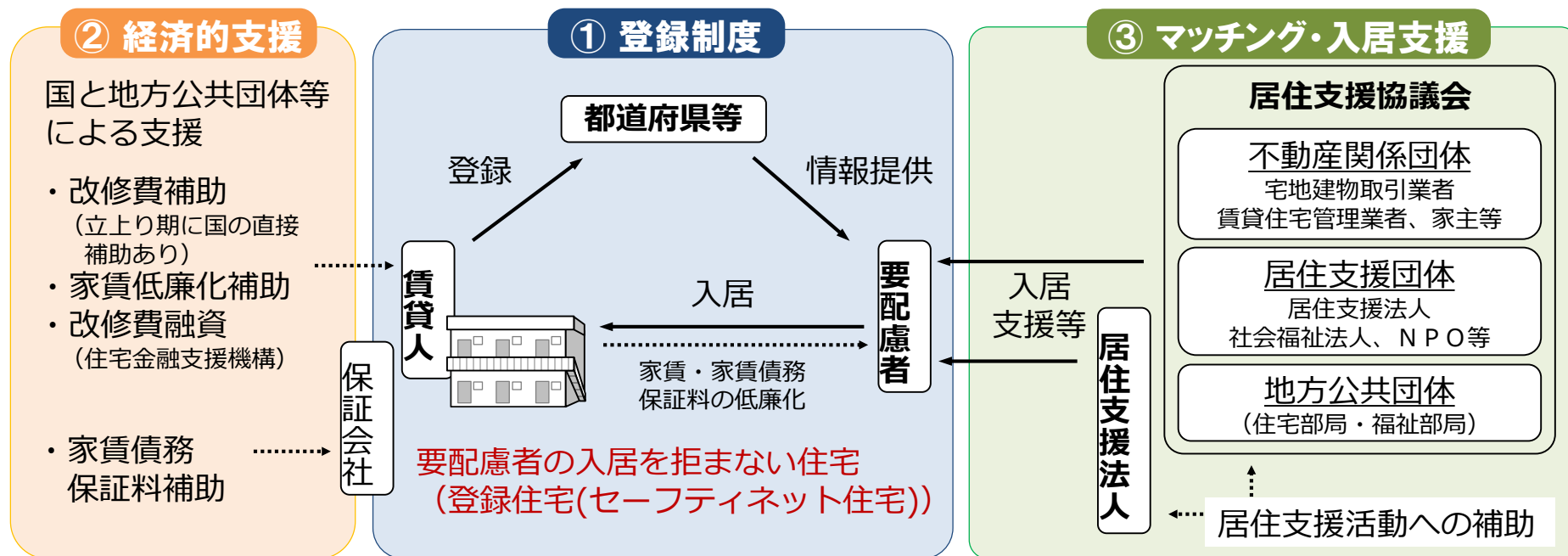
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

・都道府県や市区町村が

供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

セーフティネット住宅の登録基準

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること

(耐震性を確保する見込みがある場合を含む) ※検討中

- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積

$15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上

(N:居住人数、 $N \geq 2$)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする

- ・専用居室の面積

9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)

○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、

洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける

- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準あり

住宅セーフティネット制度の施行状況(R3.9.30時点)

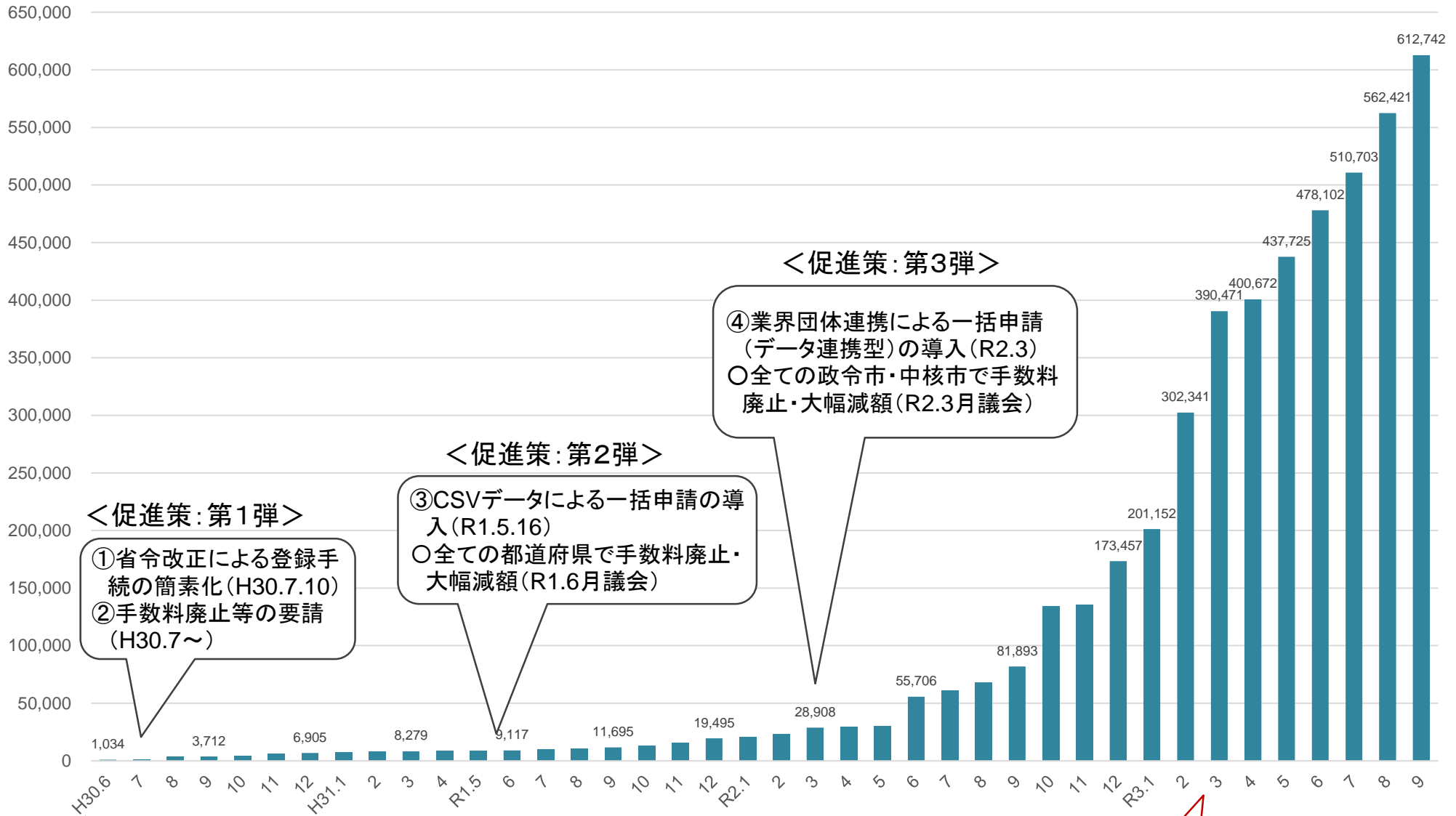
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
 （平成29年4月26日公布 10月25日施行）
 【住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	612,742戸 (47都道府県)	北海道15,671戸、青森県4,434戸、岩手県7,603戸、宮城県15,065戸、秋田県4,063戸、山形県5,326戸、福島県18,375戸、茨城県11,041戸、栃木県15,888戸、群馬県15,815戸、埼玉県45,221戸、千葉県34,593戸、東京都41,126戸、神奈川県25,393戸、新潟県5,676戸、富山県4,657戸、石川県8,181戸、福井県1,293戸、山梨県3,879戸、長野県955戸、岐阜県14,314戸、静岡県30,343戸、愛知県58,288戸、三重2,746戸、滋賀県9,954戸、京都府11,823戸、大阪府35,977戸、兵庫県26,961戸、奈良県3,776戸、和歌山県198戸、鳥取県5,750戸、島根県4,506戸、岡山県6,425戸、広島県1,193戸、山口県4,638戸、徳島県6,903戸、香川県12,841戸、愛媛県11,488戸、高知県2,885戸、福岡県26,395戸、佐賀県6,365戸、長崎県1,245戸、熊本県15,663戸、大分県9,595戸、宮崎県35戸、鹿児島県6,872戸、沖縄県11,308戸
居住支援法人の指定	459者 (47都道府県)	北海道28者、青森県3者、秋田県1者、岩手県6者、宮城県12者、山形県3者、福島県6者、茨城県4者、栃木県6者、群馬県5者、埼玉県11者、千葉県19者、東京都39者、神奈川県14者、新潟県3者、富山県2者、石川県7者、福井県6者、山梨県4者、長野県2者、岐阜県5者、静岡県8者、愛知県23者、三重県3者、滋賀県4者、京都府16者、大阪府74者、兵庫県19者、奈良県7者、和歌山県8者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県9者、広島県4者、山口県5者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県35者、佐賀県4者、長崎県3者、熊本県14者、大分県9者、宮崎県2者、鹿児島県3者、沖縄県6者
居住支援協議会の設立	109協議会	47都道府県 64市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町))
供給促進計画の策定	37都道府県 17市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、さいたま市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、岡崎市、加古川市、倉敷市、広島市、福岡市、熊本市、大分市

※家賃債務保証業者の登録：83者

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.9)※月末時点

(戸)



<促進策:第1弾>

- ①省令改正による登録手続の簡素化(H30.7.10)
- ②手数料廃止等の要請(H30.7~)

<促進策:第2弾>

- ③CSVデータによる一括申請の導入(R1.5.16)
- 全ての都道府県で手数料廃止・大幅減額(R1.6月議会)

<促進策:第3弾>

- ④業界団体連携による一括申請(データ連携型)の導入(R2.3)
- 全ての政令市・中核市で手数料廃止・大幅減額(R2.3月議会)

改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

目標:17.5万戸(R3.3)

賃貸住宅供給促進計画の策定と基準緩和の状況(R3.9.30時点)

- ・賃貸住宅供給促進計画は37都道府県、17市町で策定済み。
- ・面積基準の緩和は15都府県、8市で実施、住宅確保要配慮者の追加は35都道府県、16市町で実施。

●計画の策定

37都道府県、17市町

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、さいたま市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、岡崎市、加古川市、倉敷市、広島市、福岡市、熊本市、大分市

●面積基準の緩和

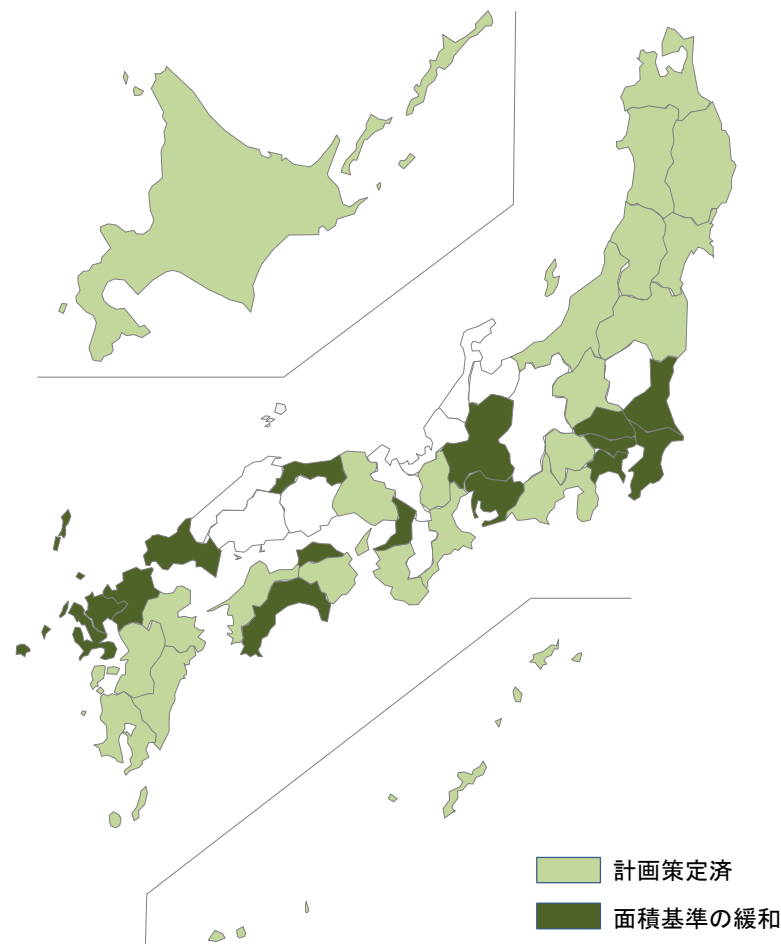
15都府県、8市

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、鳥取県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、いわき市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、福岡市、熊本市

●住宅確保要配慮者の追加

35都道府県・16市町

計画策定等の状況（都道府県）

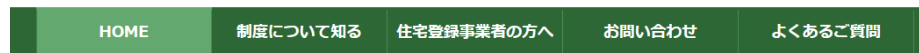


セーフティネット住宅情報提供システム(H29.10.20運用開始)

国では、セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「セーフティネット住宅情報提供システム」※を広く提供。（平成29年10月20日より運用開始）

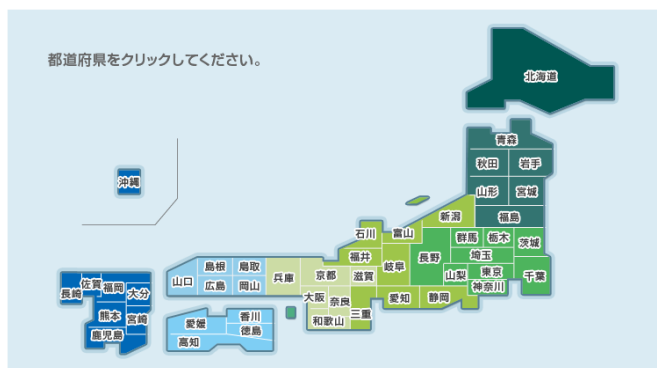
※<https://www.safetynet-jutaku.jp>

(画面イメージ)



このサイトは、住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。
住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす



北海道・東北	北海道 [49]	青森県 [34]	岩手県 [4]	宮城県 [139]	秋田県 [105]	山形県 [60]	福島県 [46]		
関東	茨城県 [30]	栃木県 [9]	群馬県 [88]	埼玉県 [33]	千葉県 [81]	東京都 [781]	神奈川県 [224]	山梨県 [404]	長野県 [1]
北陸・中部	岐阜県 [255]	静岡県 [39]	愛知県 [1034]	三重県 [19]	新潟県 [13]	富山県 [1]	石川県 [56]	福井県 [18]	
近畿	滋賀県 [0]	京都府 [15]	大阪府 [5469]	兵庫県 [663]	奈良県 [17]	和歌山県 [165]			
中国・四国	鳥取県 [416]	島根県 [4]	岡山県 [81]	広島県 [52]	山口県 [7]	徳島県 [8]	香川県 [5]	愛媛県 [3]	高知県 [3]
九州・沖縄	福岡県 [42]	佐賀県 [16]	長崎県 [59]	熊本県 [26]	大分県 [44]	宮崎県 [2]	鹿児島県 [60]	沖縄県 [4]	

総登録件数 812 件 総登録戸数 10,724 戸 県名下部の数字...[全戸数]



情報提供メール配信登録・解除

居住支援に関するお問い合わせ

居住支援法人について

居住支援協議会について

各都道府県や市町村において、住宅確保要配慮者への入居支援等を行う居住支援協議会や居住支援法人がある場合があります。

賃貸住宅供給促進計画の策定状況

各自治体の計画策定状況一覧

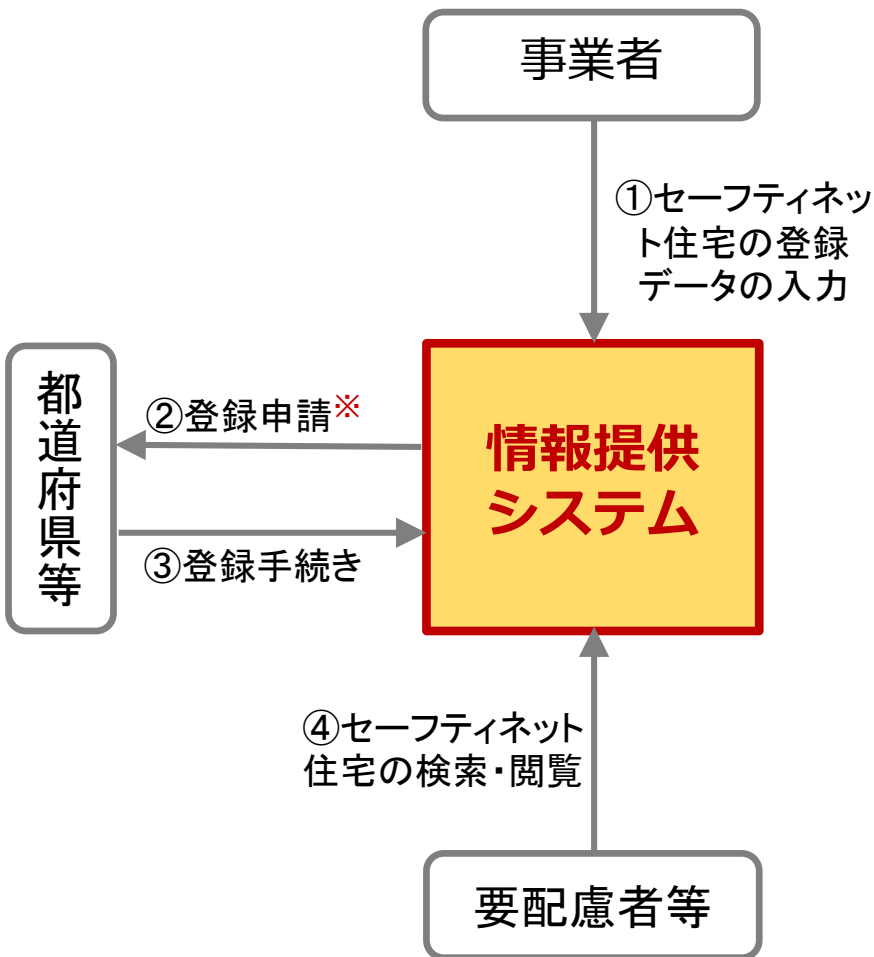
各都道府県や市町村が定める計画において、住宅確保要配慮者の追加や面積基準の緩和等が行われている場合があります。

お知らせ

2019.03.29
公開仕様変更一覧を掲載しました。

2018.10.22
全国主要都市で、新たな住宅セーフティネット制度の説明会を開催します！

2018.09.20
「死にすままで住み続けられる賃貸住宅」の制度（終身建物賃借事業）が使いやすくなりま



※平成30年7月10日のシステム改修により、システム上での申請を可能とした。

セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み(R2.8時点)

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥居住のために最低限必要と認められた工事、⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国 1 / 3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり (特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限 2 万円/月・戸)	II 入居時の家賃債務保証料 (国費上限 3 万円/戸)
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入 (月収15.8万円以下) 及び補助期間 (I は原則10年以内等) について一定要件あり	

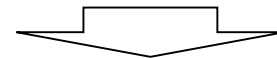
※「登録住宅」と「専用住宅」

- 登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- 専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅
(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

令和2年度の補助事業実施見込み自治体

※R2.4アンケートを元に、R2.8に聞き取り調査等により確認

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料	
北海道	札幌市			○	神奈川県	横浜市			○	
	網走市	○	○			静岡県	長泉町			○
	音更町		○	○		愛知県	名古屋市	○	○	○
岩手県	盛岡市	○			岡崎市		○		○	
	花巻市	○	○	○	京都府	京都市	○	○	○	
	一関市	○				宇治市	○			
宮城県	大崎市	○	○		大阪府	(府)			○	
	(県)	○				豊中市			○	
山形県	山形市	○	○		兵庫県	(県)	○	○	○	
	鶴岡市	○	○	○		神戸市			○	
	寒河江市	○			姫路市			○		
	南陽市	○	○	○	神河町			○		
	大石田町		○		和歌山県	(県)		○		
	舟形町	○				岡山市	倉敷市		○	
	福島県	白鷹町	○	○	○	鳥取県	(県)	○	○	○
石川町		○			鳥取市		○	○	○	
栃木県	栃木市		○		倉吉市				○	
	茂木町		○		南部町			○		
群馬県	前橋市	○			徳島県	(県)	○	○/○		
埼玉県	さいたま市			○		東みよし町	○			
千葉県	千葉市			○	福岡県	(県)	○			
	船橋市		○			福岡市	○	○	○	
東京都	(都)	○	○	○	朝倉市	○				
	墨田区		○	○		鹿児島県	(県)	○		
	世田谷区				薩摩川内市		○	○		
	豊島区	○	○	○	徳之島町	○				
	練馬区	○	○		沖縄県	那覇市	○			
	八王子市	○	○	○		竹富町			○	
府中市			○							



○：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和2年8月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が35団体、家賃低廉化等※が41団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化35団体 + 家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

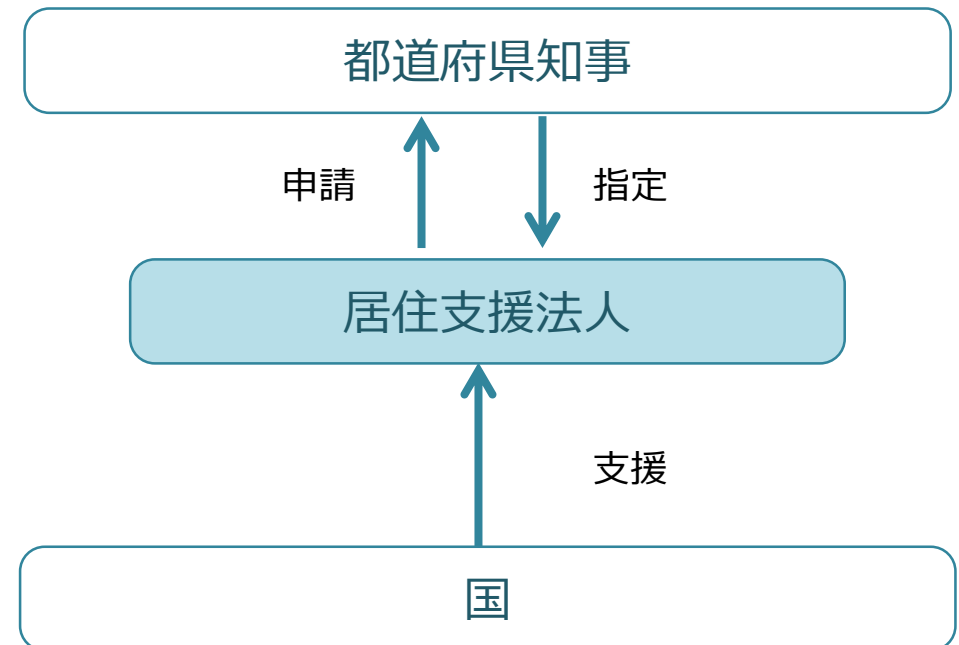
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 109協議会が設立（令和3年9月30日時点）

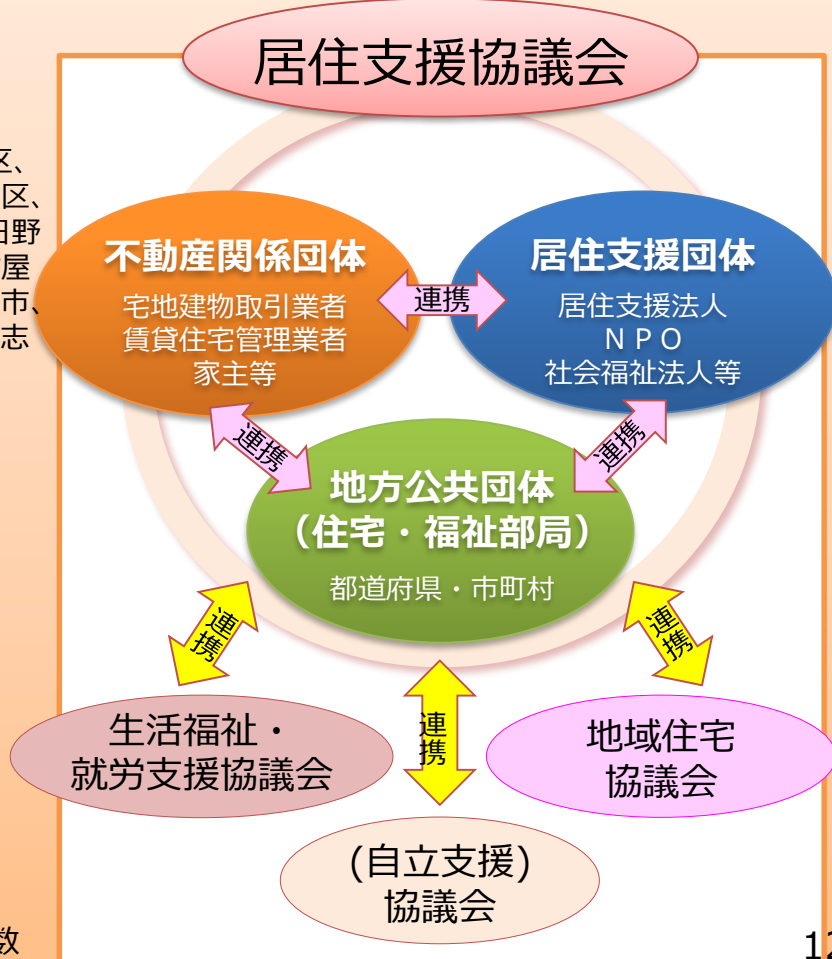
- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（64市区町）
札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和3年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により創設
(平成23年4月公布・同年10月施行)

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>床面積は原則25㎡以上</u> ○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u> ○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>必須サービス:安否確認サービス・生活相談サービス</u> ※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】

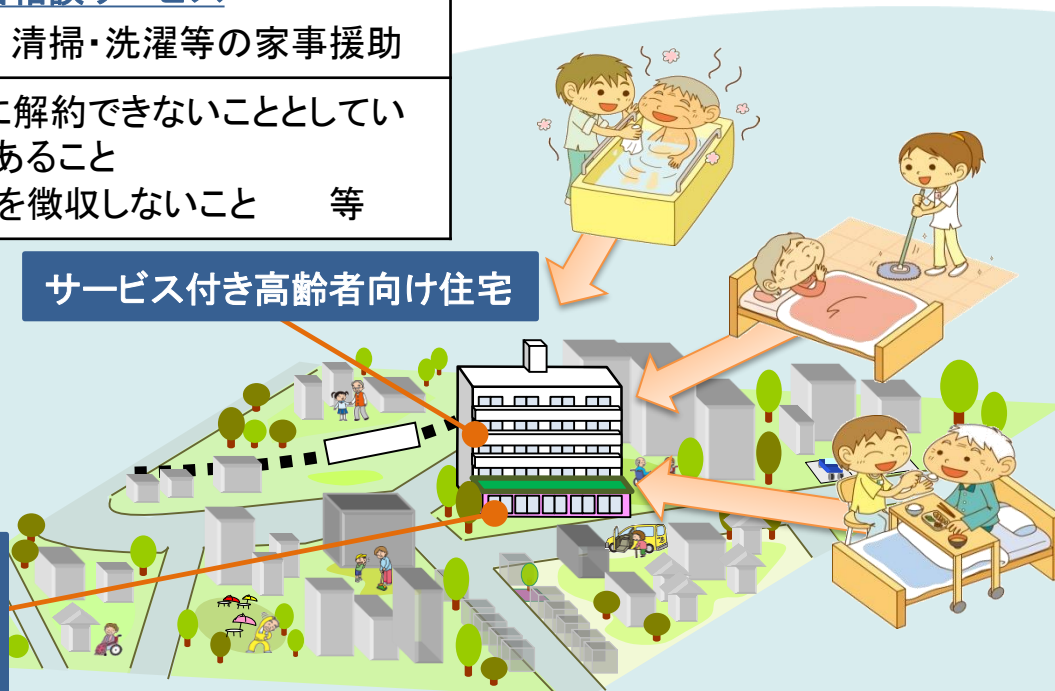
・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

【登録状況(R3.9末時点)】

戸数	270,244戸
棟数	7,956棟

【併設施設】

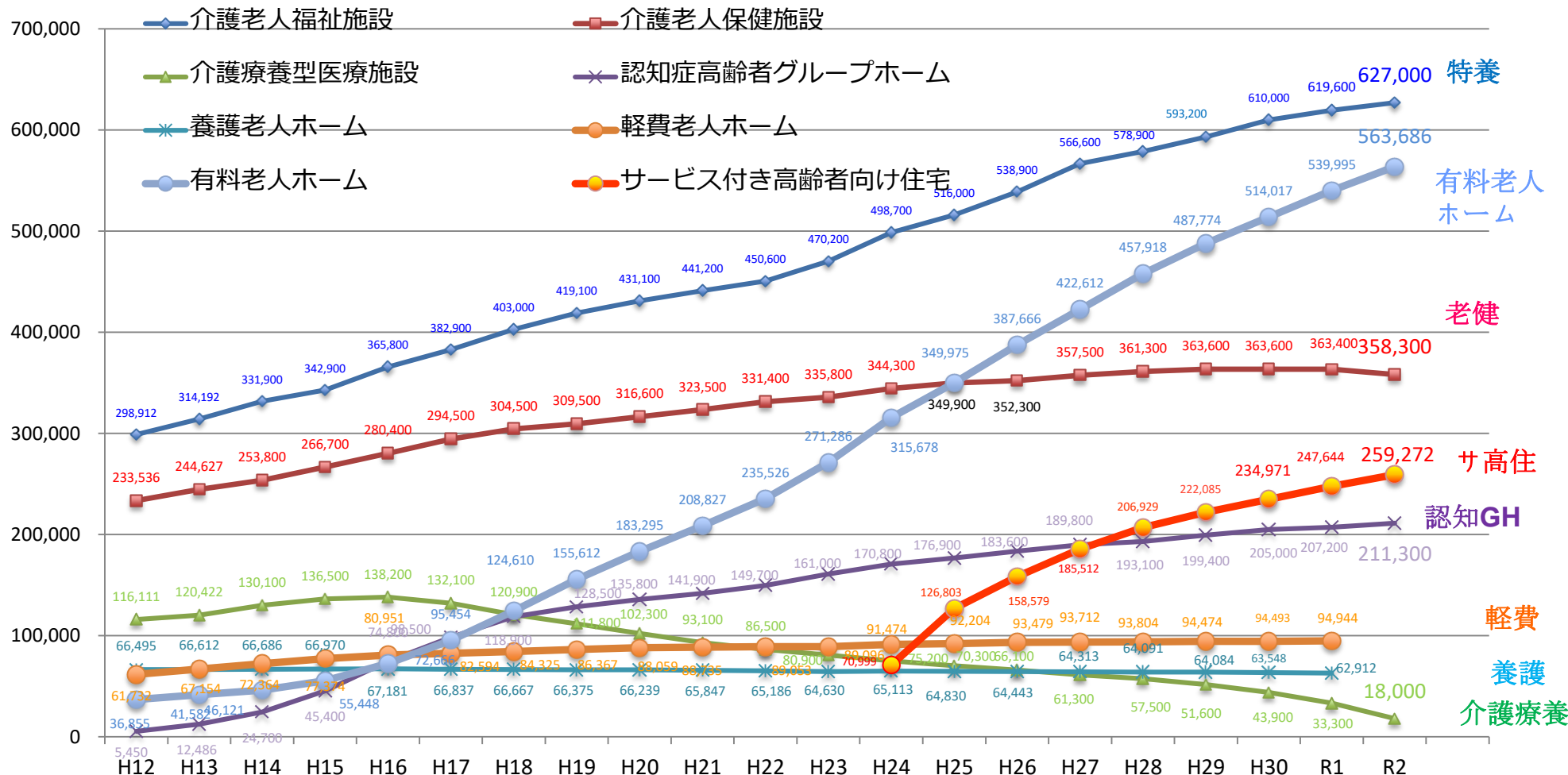
診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

高齢者向け住まい・施設の利用者数

○サービス付き高齢者向け住宅は、短期間で**一定程度の普及**
 (R3.9末時点で270,244戸)



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)【H30~】」による。

※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)

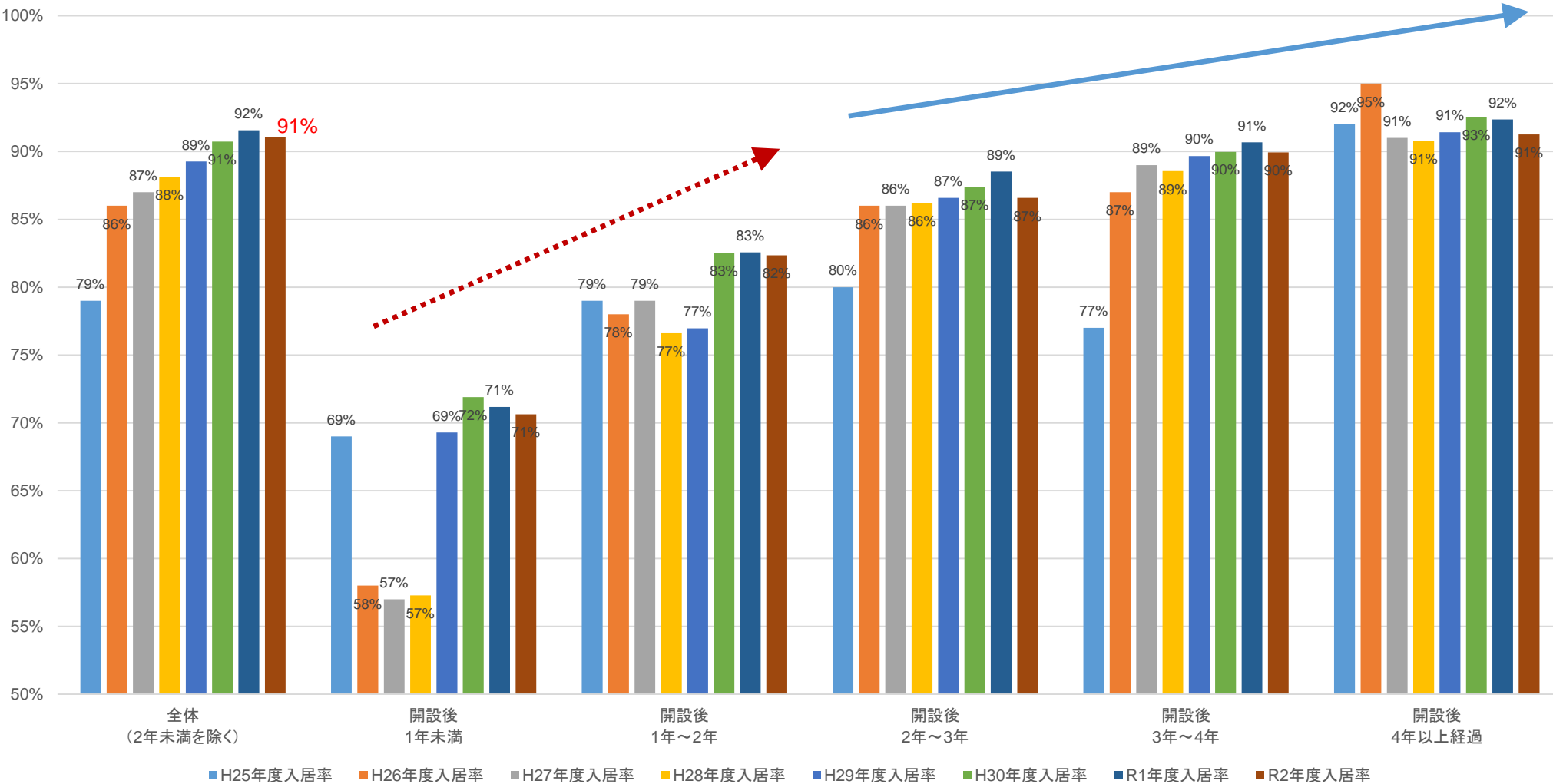
※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(R1.10.1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)

※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(利用者数ではなく定員数)による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。

※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(R2.9.30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

サービス付き高齢者向け住宅の入居率

- 開設後2年程度は入居率が低い傾向にある。これは、高齢者向けの住宅は、付帯するサービスの確認や家族・ケアマネージャーとの調整、入居者の状況に応じた受入体制の確保などに一定の時間を要するためと考えられる。
- 開設後2年未満の住宅を除くと令和2年度の入居率は91%となっている。

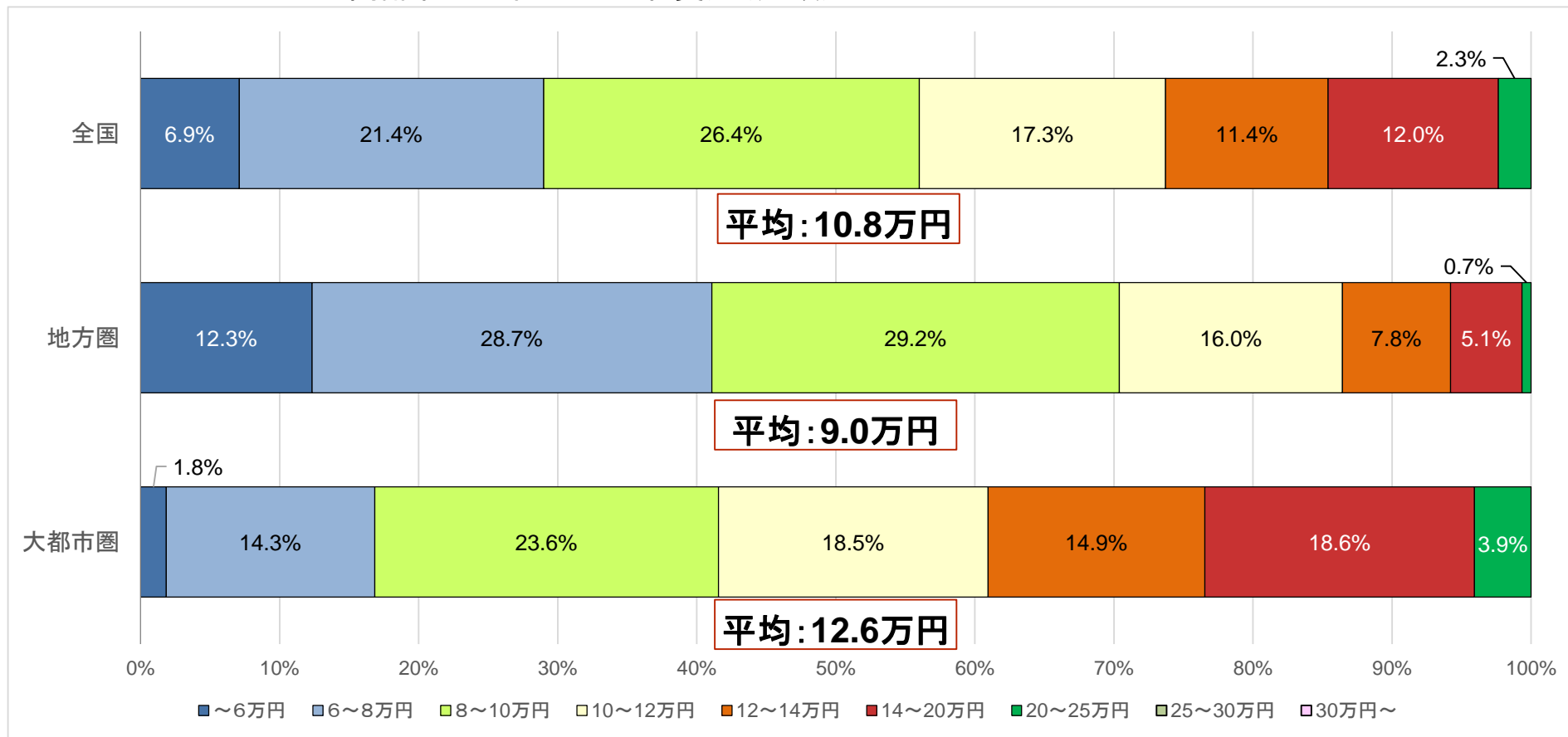


※H25年度末～R2年度末で回収されたサービス付き高齢者向け住宅整備事業の定期報告を集計。

サービス付き高齢者向け住宅の入居費用

家賃、共益費、サービス費(生活相談・見守り)を合計した入居費用は月額約11万円程度

○ サービス付き高齢者向け住宅の入居費用(月額) ※



※家賃・共益費・必須サービス(生活相談・見守り)費用の合計 ただし、必須サービス費用は、介護保険適用分(1割負担)を除く。

※令和3年8月末時点における登録情報による

※大都市圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
地方圏:その他の道県

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

下線部は令和3年度拡充、延長等

予算

《スマートウェルネス住宅等推進事業：令和3年度予算案 230億円》

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。補助期間は令和7年度まで。

＜対象＞ 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等

＜補助率等＞ 住宅：新築 1/10（上限 70 [令和2年度までは90]・120・135万円/戸）※1

改修 1/3（上限 195 [" 180]万円/戸等）

既設改修※2 1/3（上限 10万円/戸）

高齢者生活支援施設※3：新築 1/10、改修 1/3（上限 1,000万円/施設）

※1 床面積等に応じて設定、※2 既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事に限る

※3 訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等の介護関連施設、病院、診療所、看護事業の用に供する施設の新築に係る整備費用を対象外とする

税制

《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》

固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	令和5年3月31日までに取得等した場合に適用
不動産取得税	(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸 (土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	

融資

《(独)住宅金融支援機構が実施》

○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

○住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン(死亡時一括償還型融資)に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

スマートウェルネス住宅等推進事業

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備及び子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対して支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

※事業期間を5年間延長(令和3年度～令和7年度)

○サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】

新築 1/10 (上限 70・120・135万円/戸*)
改修 1/3 (上限 195万円/戸等) ※床面積等に応じて設定
既設改修* 1/3 (上限 10万円/戸)

※既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事

【高齢者生活
支援施設*】

新築 1/10 (上限1,000万円/施設)
改修 1/3 (上限1,000万円/施設)

※新築の場合は、介護関連施設(デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等)、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。

② セーフティネット住宅改修事業(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施

補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設等

対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

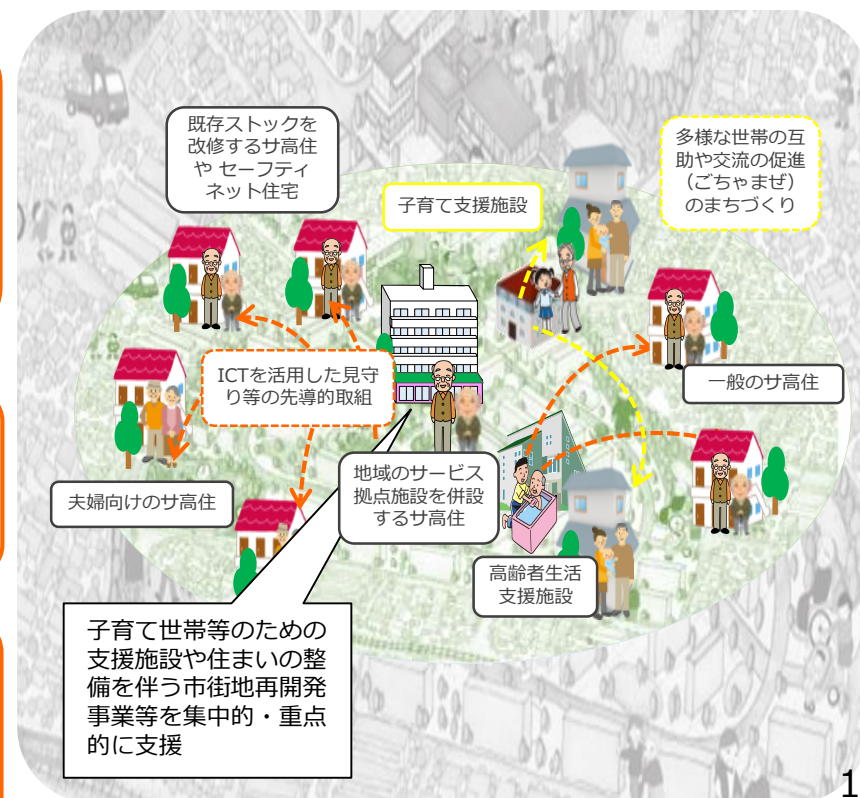
補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④ 地域生活拠点型再開発事業

○子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3(ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)

補助対象: 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費



サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

要件

下線部は令和3年度から追加した要件

- 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと
- 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- **新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域に該当しないこと**
- **新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格を有する者)を受け入れること**
- **家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2～24.0万円/月)とすること。** 等

予算のポイント

下線部は令和3年度に拡充・重点化した内容

- 事業期限の**延長(令和7年度まで)**
- 既存ストックの活用の推進
 - ・ 既存ストックを改修する場合の補助限度額をひき上げ: 180 → **195万円/戸**
 - ・ 新築(25㎡未満の住宅)の補助限度額をひき下げ: 90 → **70万円/戸**
 - ・ **既設のサ高住**でIoT技術を導入して**非接触でのサービス提供**を可能とする工事に対する補助(新規)
(補助率: **1/3**、補助限度額: **10万円/戸**)

(例)緊急通報・健康相談システム



- 防災の観点から新築の補助要件等を追加

※「要件」の**赤字**を参照

補助内容の概要

住宅	補助率	限度額	補助対象(※1)
改修	1/3	195万円/戸	(※2)
新築	1/10	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	住棟の全住戸数の2割を上限に適用(※3)
		床面積25㎡以上	
		床面積25㎡未満	70万円/戸
既設改修	1/3	10万円/戸	既設サ高住のIoT導入に対する補助を追加

- ※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)に限る。
- ※2 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、のいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
- ※3 住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。

高齢者生活支援施設

	補助率	限度額	補助対象(※1)
改修	1/3	1,000万円/施設	○
新築	1/10	1,000万円/施設	地域交流施設等(※2)
			介護関連施設等(※3)

- ※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
- ※2 地域交流施設、生活相談サービス施設、健康維持施設等で、地方公共団体など地域との連携を行うもの。
- ※3 訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等の介護関連施設、病院、診療所、看護事業の用に供する施設。

地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和3年度予算案 206億円
(前年度比 1.01倍)

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

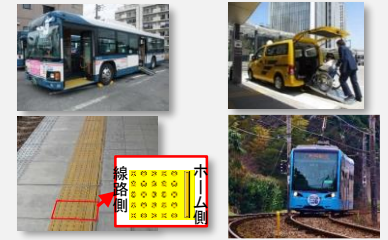
- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援
※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

令和3年度予算案 4億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

様々な輸送モードについて

規範	運送形態	ナンバープレート	運行例
道路運送法	 <p>バス</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●バス事業者が運行 ●市町村がバス事業者に委託して運行(コミュニティバス)
	 <p>乗合タクシー</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村がバス・タクシー事業者に委託して運行
	 <p>タクシー</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●タクシー事業者が運行
	 <p>自家用有償旅客運送</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が実施(市町村営バス/コミュニティバス) ●NPO法人等が福祉輸送として実施
—	 <p>道路運送法の許可又は登録を要しない運送</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●地域における助け合い活動の一環として移動を支援 等

公共交通（鉄道・路線バス）割引（香川県高松市）

- 2000円の負担金（半年間有効）を支払い、「ゴールド I r u C a」を利用することにより、**電車やバスの運賃が半額**

【対象者】

高松市に在住する70歳以上

- 電車やバスの利用が促進されることにより、外出促進に繋がる



タクシー利用に対する補助（愛媛県愛南町）

◆福祉タクシー助成事業

- 居住地とバス停との距離に応じて、500円～1000円の**タクシー料金の一部を助成**（年間50回まで）

【対象者】

乗合バスとコミュニティバスの停留所から家が300m以上離れている満70歳以上又は満65歳以上の身体障害者等

- バスや乗合タクシーなどの乗合モードが適合しない地域において、実際に利用されたチケット分の公的負担により住民の移動を担保

自家用有償旅客運送による取組事例①（徳島県つるぎ町）

- （取組の概要）**
- 民間路線バスの撤退を受け、つるぎ町がコミュニティバス（自家用有償旅客運送）を導入
 - 移動需要をきめ細やかに把握しながら運行計画を策定するほか、細やかに変更し、**効率的な事業運営**
- 満足度（利用者満足度95%）の高い交通ネットワークの形成



凡例

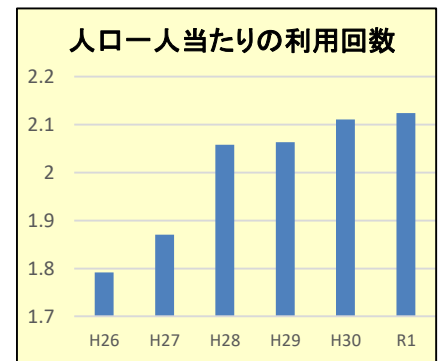
- 幹線路線 (Yellow line)
- 登山バス路線 (Yellow line)
- フィーダー路線 (Green line)

- ◆ 剣山への来訪者の移動手段として登山バスを導入
- ◆ 積残し対応のため、**町職員が安全運転講習を受講**。

運行終了後、毎日
運転手からヒアリング

17地区で懇談会を開催

登山バス乗継ぎ



目的地となる街中の施設関係者が、コミュニティバスによる外出をサポート。

Google Mapを活用して作成

自家用有償旅客運送による取組事例②（愛媛県八幡浜市）

（取組の概要）

- 民間路線バス廃止・縮小の危機を受け、地域住民がNPOを設立。自家用有償旅客運送を導入
 - 住民の会費（正会員入会費5000円＋年会費1000円（賛助会員入会費500円＋年会費500円））及びスクールバスの受託による事業運営
 - 八幡浜市の交通、教育、福祉等各部署が連携し、各分野における便益向上を目指し、NPOの活動をバックアップ
- 高齢者の移動確保・外出機会創出に加え、児童・生徒の通学を含めた地域の移動手段をトータルで確保



にこにこバスは
皆さんのためのバスです
どうぞご利用ください

Q. 利用したいんだけど、手続きがわからない

A. こんな感じですよ

日土地区にバスを
利用し始める

少人数で予約
(自給・受託)

多人数で予約
を希望する場合は
入会費と年会費を
支払ってください

生体日時に
乗降所まで待つ

Q. 誰でも会員になれるの？

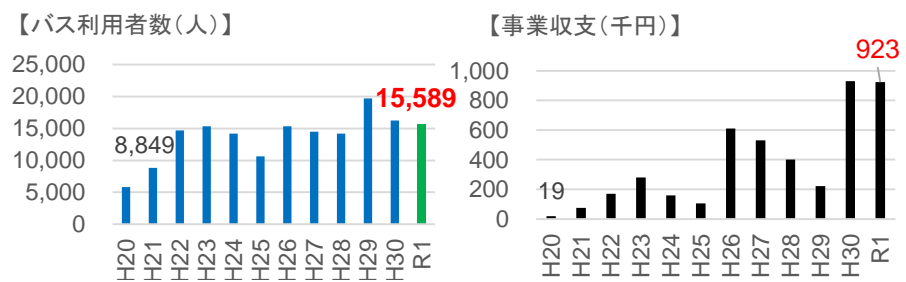
A. 日土地にお住まいの方なら誰でも会員になっていただけます

Q. 急用で使えなくなったら、会費は戻らないの？

A. 当日、会員になって頂ければ、すぐにご利用頂けます
手続きについては、お問い合わせください
正会員・・・入会金5,000円 年会費1,000円
賛助会員・・・入会金500円 年会費500円



高齢者の移動に加え、児童・生徒の通学需要にも対応



運賃収入、入会費・年会費、スクールバス委託収入により
持続可能な運行を継続中

開始以降12年間黒字運営

住民互助による高齢者等の外出支援（香川県丸亀市）

◆高齢者等移動手段確保事業

- 安全運転講習を受けた住民ボランティアドライバーによる輸送を実施（市内の7地区）。

【丸亀市による支援】

車両購入費、車両の維持管理に係る経費（法定点検費用、自動車保険料 等）を負担

【実施主体】

小学校区を単位とするコミュニティ組織

【対象者】

移動手段の乏しい65歳以上